

2021年度版 創業・中小企業のための 補助金制度等の手引き

秋田県中小企業振興条例に基づいて、中小企業を応援しています！



令和3年3月

秋田県産業労働部 産業政策課
デジタルイノベーション戦略室
地域産業振興課
輸送機産業振興室
産業集積課
商業貿易課
資源エネルギー産業課
雇用労働政策課
産業技術センター
秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課
総合食品研究センター
公益財団法人 あきた企業活性化センター

■目次

	分 類	制 度 名	頁
掲載する補助金の説明		県補助金の手続きの流れ（一般的なパターン）	3
		県補助金の注意点（一般的なパターン）	4
補 助 金	新規に開業・開店したい	1. 起業支援事業（女性・若者応援枠）	5
		2. 起業支援事業（地域課題解決枠）	6
		3. ふるさと起業家応援事業	7
		4. ビジネスプラン応援事業	8
	商品・新技術の研究開発に 取り組みたい	5. あきた中小企業みらい応援ファンド事業	9
		6. ふるさとものづくり支援事業	10
		7. あきた農商工応援ファンド支援事業	11
		8. 環境調和型産業集積支援事業	12
	新たな市場開拓、取引の拡 大を図りたい	9. 小規模企業者元気づくり事業	13
		10. 認証取得支援事業	14
8. 環境調和型産業集積支援事業（再掲）		12	
海外に進出したい	11. 海外展開支援事業	15	
競 争 力 強 化 を 図 り た い	12. かがやく未来型中小企業応援事業（製造業）	16	
	13. かがやく未来型中小企業応援事業（非製造業）	17	
	14. はばたく中小企業投資促進事業	18	
	15. 情報関連産業立地促進事業	19	
	8. 環境調和型産業集積支援事業（再掲）	12	
	工場を新增設したい	16. あきた企業立地促進助成事業（設備投資支援型）	20
	17. あきた企業立地促進助成事業（事業集約支援型）	21	
	18. あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）	22	
	19. 本社機能等移転促進補助金	23	
人 材 の 育 成 、 確 保 し た い	20. プロフェッショナル人材活用促進事業	24	
	21. 大企業人材等活用促進事業	25	
職 場 環 境 の 改 善 や 雇 用 環 境 を 維 持 し た い	22. 業態転換環境整備支援事業	26	
	23. 飲食店感染予防環境整備支援事業	27	
	24. 雇用維持支援金給付事業	28	
	25. 人格のない社団等事業継続支援事業	29	
	機械設備を導入したい	26. 秋田県機械類貸与制度	30
資 金	設備を取得したい	27. ふるさと融資（地域総合整備資金）	31
	工場を新增設したい	28. 秋田県企業立地促進資金	32
	経営基盤を強化したい	29. 高度化資金	33
	※その他融資制度については、「秋田県の中小企業融資制度」冊子にてご確認ください。		

	分 類	制 度 名	頁
そ の 他	経営課題を解決したい	30. いまの若者に伝えたい企業の魅力発信事業	3 4
		31. I o T等導入実践事業	3 5
		32. 食品製造支援コーディネーターの配置	3 6
		33. 秋田県よろず支援拠点	3 7
		34. 下請かけこみ寺事業	3 8
		35. ワンストップ移動相談事業	3 9
		36. 専門家派遣事業	4 0
		37. 秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点	4 1
	人材を育成したい	38. あきた食品事業マネジメント力講座	4 2
		39. 職業能力開発支援事業	4 3
	技術支援等の助言がほしい	40. 研究開発コーディネーターの配置	4 4
		41. 総合食品研究センター 技術相談支援	4 5
		42. 総合食品研究センター 受託・共同研究	4 6
	機器整備等の助言がほしい	43. 食品加工機器の相談窓口	4 7
	経営革新計画制度を活用したい	44. 経営革新計画承認制度	4 8
	販路及び取引の拡大を図りたい	45. 輸送機産業高度支援人材配置事業	4 9
46. 販路開拓事業／受発注企業支援		5 0	
47. 秋田県産品テスト販売制度		5 1	
48. 県産食材マッチング商談会		5 2	
大学等と共同研究したい	49. 技術イノベーション創出・活用促進事業	5 3	
割安な料金の電気や環境に配慮した電気の供給を受けたい	50. 電力供給メニュー「あきたEネ!」(①割引プラン)	5 4	
	51. 電力供給メニュー「あきたEネ!」(②オプション水力100%)	5 5	
デザインに関する課題を解決したい	52. 産業デザイン活用促進事業	5 6	
知的財産権に関する課題を解決したい	53. 知的財産有効活用事業	5 7	
事業開始に事務所が欲しい	54. 創業支援室(貸し事務室)	5 8	
研究施設、設備機器を使用したい	55. 産業技術センター 施設・設備	5 9	
	56. 総合食品研究センター 施設・設備	6 0	

掲載する補助金の説明

- 補助金とは、事業者が日頃具体的に検討されている事業を県がサポートするためのものです。
- 補助金の活用にあたっては、検討されている事業目的にあった補助金を選択することが重要です。
- 適切な補助金の選択や補助金の申請方法についてのご相談は県又は最寄りの商工会等支援機関、（公財）あきた企業活性化センター、金融機関等にお気軽にご相談ください。

県補助金の手続きの流れ（一般的なパターン）

STEP 1 情報収集

活用できそうな補助金を見つけたら応募要領を確認、県や支援機関等に相談

STEP 2 応募(申請)

事業内容をまとめて、申請（計画）書を作成 ⇒ 県や事務担当窓口へ提出

STEP 3 審査

書類審査やプレゼンテーション審査を行います。

STEP 4 採択

審査を経て補助金が受けられる事業者を決定します。当然、採択されないと補助は受けられません。

STEP 5 交付申請

採択された事業者は、交付申請書を作成して県等に提出が必要です。

STEP 6 交付決定

交付決定されれば、事業を開始できます。原則、交付決定日以降の事業行為が対象となります。

STEP 7 事業開始

交付決定後は、速やかに事業着手してください。
※交付申請書の内容を変更する場合は必ず事前に県にご相談ください。

STEP 8 事業終了・報告

事業期間内に補助対象事業を終了させ、実施した事業内容や成果をまとめた「実績報告書」を県等に提出。

STEP 9 完了検査

県等が申請内容どおりに事業が実施され経費が適正に支出されたかチェックします。（必要に応じ、現地調査します。）

STEP10 請求・支払い

完了検査で適正に支出されていると認められた経費に対し補助金を支払います。

県補助金の注意点（一般的なパターン）

①補助金目的の確認

- 補助金ごとに目的は違いますので、応募要領を確認しましょう。
目的外の補助金に応募しても採択されませんので注意してください。

②補助対象者の確認

- 誰でも補助金を申請することができる訳ではありませんので、応募要領を確認しましょう。

③補助対象経費の確認

- 必ずしも全ての事業費が100%補助される訳ではありませんので、応募要領を確認しましょう。

④応募期間の確認

- いつでも申請ができる訳ではありませんので、補助金ごとに応募期間や応募方法を確認しましょう。

⑤応募の提出書類

- ほとんどの補助金には、指定の申請（計画）書のほか、直近2～3期分の財務諸表、定款及び登記事項証明書の提出が必要となります。

⑥補助金は後払い

- ほとんどの補助金は後払い（精算払い）となります。
- 補助金を前払いと勘違いすると事業ができなくなります。

⑦発注・支出時期の確認

- 補助金には事業期間を定めるのが一般的です。事業期間内に発注・支出した経費以外は対象経費として認められないので、注意が必要です。

⑧事務処理の確認

- 補助金には事務処理がつきものです。
- 事業終了後、一定期間内に実績報告書や支出証拠書類を提出する必要があります。
- 提出書類に不備があったり、目的外に支出していると支払が拒否される場合があります。

1. 起業支援事業(女性・若者応援枠)

－県内で新規起業する女性や若者に最大100万円を支援－

1. 事業概要

県内で新規起業をめざしている方に、起業に必要な経費の一部を助成します。

2. 補助対象者

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 県内で新たに起業する方、又は応募日から起算して起業後12ヶ月以内の方
- ② 女性、又は応募日時時点で40歳未満であること。
- ③ 起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- ④ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ⑤ その他知事が定める事項に該当しないこと

3. 補助対象事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- ② 起業の実現性が高い事業であること
- ③ 起業する事業の経営理念を有し、他の起業の模範となる事業であること
- ④ 起業を予定している事業が農業や林業等に該当しないこと

4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費 ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

5. 補助率・補助金の額

補助対象経費の合計額の1/2以内で、かつ100万円以内
※県内にAターン又は移住して起業する場合150万円以内

6. 事業期間

補助金の交付決定日から12か月以内

※事業期間が翌年度にわたる場合は、2月28日に当年度分を一旦精算し、残りは採択事業における翌年度計画額を上限として、あらためて申請していただきます。

7. 提出書類

秋田県商工会連合会、各商工会議所が定める事業計画書等

8. 募集時期

第1回募集 令和3年 4月頃～6月頃 第2回募集 6月頃～10月頃

9. 審査による加点

次の事項に該当する場合は、審査において加点されます。

- ① 応募内容が、事業を承継する計画である場合
- ② 主な商圏が県外である場合

10. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

11. 問い合わせ先

○最寄りの商工会・商工会議所

○秋田県産業労働部 商業貿易課 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

2. 起業支援事業(地域課題解決枠)

—県内で地域課題を解決する事業計画で新規起業する方に最大400万円を支援—

1. 事業概要

県内で地域課題を解決する事業計画で新規起業を目指している方に、起業に必要な経費の一部を助成します。

2. 補助対象者

次の要件のすべてに該当する方が対象となります。

- ① 県内に居住している者、又は事業期間完了日までに県内に居住する者で、公募開始日以降、事業期間完了日までに県内で新たに起業する者
- ② 起業後の本店・本社等の主たる事業所等が県内にあること
- ③ 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと
- ④ その他知事が定める事項に該当しないこと

3. 補助対象事業

次の要件のすべてに該当する事業が対象となります。

- ① 事業計画が明確であり、優れたビジネスプランであること
- ② 起業の実現性が高い事業であること
- ③ 起業する事業の経営理念を有し、他の起業の模範となる事業であること
- ④ 起業を予定している事業が農業や林業等に該当しないこと
- ⑤ 社会性、事業性及び必要性の要件を満たす社会的事業であること

4. 補助対象経費

設備費、機械器具費、構築物費等の事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費 ただし、消費税分は補助対象経費から除きます。

5. 補助率・補助金の額

事業拠点費、人材育成費、広告宣伝費、旅費、人件費の補助対象経費の合計額の1/2以内で、かつ200万円以内。ただし、審査において社会的事業性が特に高いと認められる場合は400万円以内。

6. 事業期間

補助金の交付決定日から当該年度の2月28日

7. 提出書類

秋田県商工会連合会、各商工会議所が定める事業計画書等

8. 募集時期

第1回募集 令和3年 4月頃～6月頃 第2回募集 6月頃～10月頃

10. 審査による加点

次の事項に該当する場合は、審査において加点されます。

- ① 応募内容が、事業を承継する計画である場合
- ② 主な商圈が県外である場合

11. 申し込み先

○最寄りの商工会・商工会議所

12. 問い合わせ先

○最寄りの商工会・商工会議所

○秋田県産業労働部 商業貿易課 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

3. ふるさと起業家応援事業

ー県内で新規起業又は従来と異なる業種に事業展開する方を支援ー

1. 事業概要

県内で新規起業を目指している方や、従来と異なる業種に事業展開する方を、クラウドファンディング型ふるさと納税により集めた寄附金をもとに助成します。

2. 補助対象者

起業後の事務所、店舗等が県内にあり、次の要件のいずれかに該当する方が対象となります。

- ①新たに起業する方、又は応募日から起算して起業後12ヶ月以内の方
- ②決算期を5期終えていない中小企業者で、本格的に操業を開始する場合
- ③従来と異なる業種に事業展開する中小企業者
- ④事業承継した事業以外の新たな事業を始める中小企業者

3. 補助対象事業

次の要件に該当する事業が対象となります。

- ①地域資源を活用した事業（特産品、建造物、自然、景観等を活用した取組）
- ②地域課題の解決につながる事業

※ 農林漁業、医療、福祉等は対象となりません。

4. 補助対象経費

- ①事業拠点開設費

施設整備費（建物改装費を含む。）、機械装置費、備品費

- ②事業促進費

人材育成費、広告宣伝費、光熱水費、通信運搬費、新製品・サービスの開発等に要する経費等

5. 補助率・補助金の額

次の①と②の合計額

- ①クラウドファンディング型ふるさと納税で集めた寄附額に応じた助成

補助対象経費の10/10以内で、限度額は寄附額

- ②上乗せ助成

補助対象経費（事業拠点開設費に限る。）の1/2以内で、限度額は100万円のうちいずれか少ない額

6. 事業期間

補助金の交付決定日から事業完了日又は令和4年3月31日のいずれか早い日まで。（事前着手届の提出があった場合は、交付決定日前から事業に着手することができます。）

7. 募集時期

令和3年4月12日（月）～5月31日（月）

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

4. ビジネスプラン応援事業

－起業や新たな事業展開等の実現を目指す取組を最大3年間支援－

1. 事業の目的

県内における潜在的な起業意欲の掘り起こしと新たな事業創造に向けた取組を継続的に支援し、起業家の育成と事業発展による雇用の創出及び地域経済の活性化を図るため、新たなビジネスプランの実現に向けた取組を支援します。

2. 助成対象者

県内に事業拠点を構えて起業、または既に事業を行っている、あるいは新しい事業展開や新分野への進出を目指そうとする、次のいずれかに該当する方

- (1) 県内で起業を予定、または令和2年4月1日以降既に起業している方
- (2) 県内で平成28年以降に起業（第二創業を含む）し、令和4年3月31日までに新しい事業展開や新分野への進出を予定している方
- (3) 県内で平成28年4月1日以降に事業を引継ぎ、またはこれから事業承継を予定し、令和4年3月31日までに新しい事業展開や新分野への進出を予定している方

3. 助成対象事業

新規性、獨創性、市場性、成長性等が認められる事業計画で、雇用の創出や地域経済の活性化など地域への波及効果が期待される取組であって、事業の採択を受けた方が自ら行う事業

4. 助成対象経費

起業等に必要官公庁への申請書類作成等経費、広報費、備品費、謝金、旅費、借料、通信運搬費、委託費

5. 助成要件

- ・事業期間 交付決定日から最大3年間（ただし最終年はセンターが認めた期間）
- ・助成率 助成対象経費の4/5以内
- ・助成限度額 事業開始1年目は50万円、2年目、3年目は25万円

6. その他留意事項

採択決定後、1年毎に交付申請、実績報告をしていただきます。

7. 募集時期

令和3年6月頃（予定）

8. 申し込み・問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談課 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

5. あきた中小企業みらい応援ファンド事業

－大学、公設試等との共同研究による新商品開発の取組などを支援－

1. 事業の目的

県内中小企業者等が、高度技術又は新製品の開発、高度技術を利用した製品の高付加価値化、生産工程の合理化、地域資源の開発等を図るため、県内の大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関と連携して共同研究を行う取組を支援します。

2. 助成対象者

秋田県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等

3. 助成要件

次の事業区分欄に掲げる事業の助成要件は、当該事業区分に応じた対象者、助成率、助成限度額となります。

事業区分	対象者	助成率	助成限度額
高度技術産業集積地域型	高度技術産業集積地域（秋田市）に主たる事業所・事務所を有する中小企業者等	3/4以内	300万円
一般地域型	高度技術産業集積地域（秋田市）以外に主たる事業所・事務所を有する中小企業者等	2/3以内	250万円

- ・助成対象期間 助成金交付決定日から1年以内
- ・その他要件 秋田県内の大学、工業高等専門学校又は公設試験研究機関と共同研究を行う事業

4. 募集時期

令和3年6月9日（水）～令和3年7月21日（水）（予定）

5. 申し込み・問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備・研究推進課 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612

6. ふるさとものづくり支援事業

－地域産業の育成・振興を支援－

1. 事業概要

(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)が市町村を経由して補助を行い、新商品開発等に取り組む企業等を支援します。

2. 補助対象者

企業等(法人格を有する団体)

3. 補助対象事業区分

(1) A～Cタイプ

将来的に事業化・量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことで地域産業の発展が図られる事業(経費の規模に応じて補助金を交付(A～Cタイプ))

(2) Dタイプ

これまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものについて、商品化に向けた事業化・市場調査・販路開拓等を実施する事業

4. 補助対象経費

(1) A～Cタイプ

補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費等

(2) Dタイプ

上記に加え、商品化に向けたパッケージデザイン委託経費、ネーミング(募集、外注)委託経費など、試作品を商品化の軌道にのせるために必要な委託に要する経費

5. 補助対象事業の要件

補助を受ける企業等が自ら研究開発、製造または販売するものであり、将来的に事業化、量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことにより地域産業の育成・振興が図られること。

6. 補助率・補助金の額

補助率：補助対象経費の2/3(過疎地域等において行う事業の場合9/10)

上限額：Aタイプは1,000万円、Bタイプは500万円、Cタイプは100万円、Dタイプは200万円

7. 補助対象期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

8. 提出書類

補助金交付申請書、定款、直近3か年分の事業報告書等、企業等の沿革が記載されたパンフレット等、その他申請にあたり必要な補足資料

9. 募集期間

令和2年9月1日～令和2年12月4日(令和3年度分の受付は終了)

※例年、補助対象期間の属する年度の前年度に募集開始となっています。

10. 手続きの流れ

市町村に相談 → 申請 → ふるさと財団へ提出(県経由) → ふるさと財団での審査 → 交付決定 → 実績報告書の提出(中間報告あり) → 補助金の支払い

※補助金は事業終了後の精算払いのため、それまでの間に必要な支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

11. 申込み先

○各市町村の担当窓口(多くは企画担当部署)

12. 問合せ先

○ 上記申込み先

○ 秋田県産業労働部 産業政策課

010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

7. あきた農商工応援ファンド支援事業

－中小企業者と農林漁業者等が連携した新商品の開発や販路開拓を支援－

1. 事業の目的

農林漁業者と中小企業者などが連携し、互いに有するノウハウや技術等を活用して取り組む商品開発や販路開拓、複数の連携体が行う販路開拓等に対して支援することにより、県内事業者の育成や食品産業の振興を図る。

2. 助成対象者

農商工連携支援事業	農商工連携応援団体支援事業
中小企業者(自ら事業を行うNPO法人等含む)と農林漁業者との連携体	中小企業者(自ら事業を行うNPO法人等含む)と農林漁業者との連携体を支援する事業を行う団体

3. 事業概要

(1) 助成対象となる事例

- ① 県内の中小企業者や商工団体が、連携先の県内の農林漁業者が生産する農林水畜産物を使って商品を開発する。
- ② 中小企業者と農林漁業者が連携して自己資金で開発や改良した商品の販路開拓を行う。
- ③ 農業団体や農林漁業者が県産農林水畜産物の高品質化やブランド化を図り、流通業者と組んで安定供給や販路開拓に取り組む。
- ④ 農林漁業者と県内の卸売業等が連携して、県外の飲食店に向けて県産農林水畜産物を活用したメニュー提供等の新たなサービス事業を展開する。
- ⑤ 中小企業者と農林漁業者が連携して行う商品開発に併せて、衛生管理や農業生産工程管理に関する認証取得を行う。

⇒上記はあくまでも一例ですので、取り組もうとする事業内容が助成対象となるかについては「5. 問い合わせ先」までご相談ください。

(2) 補助率・補助金の額・事業期間

農商工連携支援事業	農商工連携応援団体支援事業
・補助率：1/2以内(または2/3以内※) ・限度額：100万円以内 (2年目は1年目の1/2以内) ・事業期間：最長2年	・補助率：2/3以内(10/10以内※) ・限度額：100万円以内 (2年目は1年目の1/2以内) ・事業期間：最長2年
※印の補助率は次のどちらかの優遇条件を満たす場合に適用されます。 ① 開発商品の販路が確定している場合。 ② 県が開発したオリジナル品種や加工技術等を活用する場合(県の研究機関と共同研究を行った場合を含む。)	

4. 募集時期

第1回 令和3年3月22日(月)～5月10日(月)

第2回 令和3年9月～10月(予定)

5. 申し込み・問い合わせ先

○(公財)あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

設備・研究推進課 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612

8. 環境調和型産業集積支援事業

-産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を通じた環境調和型社会の構築-

1. 事業概要

主に県内で発生する産業廃棄物を原料としたリサイクル事業を支援します。

2. 補助対象者

次のいずれかに該当する県内事業者（①は県内に進出する事業者を含みます）

- ①産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収設備を県内に整備すること（環境産業施設整備費補助金）
- ②産業廃棄物の再使用・再生利用・熱エネルギー回収に関する試験研究を行うこと（環境産業研究開発費補助金）
- ③環境展等の循環型社会形成を目的としたイベントに自社製品等を出展すること（環境イベント参加費補助金）
- ④自社で製造もしくは製造予定のリサイクル品に販路調査及び品質試験、デザイン開発、宣伝広告等を行うこと（リサイクル製品販促調査費等補助金）
- ⑤自社のリサイクル施設等の視察が可能となるように、安全対策設備や案内板、案内通路の整備等を行うこと（環境産業普及啓発費補助金）

3. 補助対象事業、補助対象経費、補助率・補助金の額

	補助対象経費	補助率	補助金の限度額 (下限額)
上記 2. ①	事業のための投下固定資産を取得するための経費（土地取得費、車両購入費は除きます）	1/3以内	1,500万円 (75万円)
②	研究者の person 費、原材料費、副資材費、機械装置費、工事器具費、外注加工費、委託費、技術指導受入費 ただし、person 費は補助対象経費の1/2以内、機械装置は1/4以内となります。	1/2以内	700万円 (35万円)
③	旅費、パネル作成費、出展費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	100万円 (10万円)
④	販促調査委託費、品質試験外注費、デザイン開発委託費、紙面広告費、チラシ印刷費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	500万円 (25万円)
⑤	安全に見学を行うための施設・設備の整備または改修に必要な経費、見学者への説明を目的としたパネル、パンフレット、DVD作成費、備品等購入費、その他知事が必要と認める経費	1/2以内	200万円 (10万円)

4. 募集時期

令和3年4月30日（金）～令和3年5月28日（金）（予定）

5. 手続きの流れ

公募 → 事業認定審査会（書類審査・プレゼンテーション審査） → 事業計画認定
→ 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出
→ 完了検査 → 補助金金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなります。それまでの間に要する支払資金等を用意する必要があることにご留意ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 エネルギー・資源振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

9. 小規模企業者元気づくり事業

－小規模企業者の経営革新や事業拡充等に向けた取組を支援－

1. 事業の目的

小規模企業者の経営革新や、事業拡充に向けた取組に対して補助することで、小規模企業者の経営基盤強化を図ります。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有する小規模企業者（見なし大企業を除く）及び複数の小規模企業者で構成されているグループで、本事業を活用して下記3の事業に取り組もうとする者

3. 補助対象事業

- ① 販路拡大
- ② ICTの導入による付加価値・生産性の向上
- ③ 新商品・サービスの開発

4. 補助対象経費

経営改善計画に基づく事業に要する経費を補助します。
機械装置購入費、新商品等開発費、展示会出展費、広告費 等

5. 補助率・補助金の額

補助率 一般枠 : 1 / 2 (グループの場合は2 / 3)
特別枠 (※) : 3 / 4
限度額 100万円

※特別枠は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高等が20%以上減少している小規模企業者が対象。

6. 募集時期

令和3年5月上旬（予定）

7. 事業期間

補助金交付決定日から12月31日まで（予定）

8. 提出書類

所定の様式、直近1期分の財務諸表、登記事項証明書 等

9. 手続きの流れ

※小規模企業者の書類提出は商工団体等が窓口となります。

申請申込→商工団体等における専門家相談→経営改善計画策定→補助金交付申請→審査→採択→交付決定→事業着手→事業終了→商工団体等フォローアップ（専門家相談、面談等）→事業報告→検査→補助金額の確定→補助金の請求→補助金の支払

10. 問い合わせ先

秋田県産業労働部産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

10. 認証取得支援事業

－航空機産業や自動車産業の国際的な認証取得を支援－

1. 事業概要

大手航空機メーカー等との取引や海外向け自動車部品の取引拡大を図るため、航空機産業の世界標準の品質マネジメントシステム（JISQ9100）、特殊工程作業に対する国際的な認証制度（Nadcap）、自動車産業の国際的な品質マネジメントシステム（IATF16949、VDA）の認証取得に必要な経費を補助します。

2. 補助対象者

事業活動の拠点が県内にある次のいずれかに該当する製造業者

- ①大手航空機メーカーとの取引を目指す製造業者
- ②航空機部品の特殊工程に取り組もうとする製造業者
- ③海外向け自動車部品に取り組もうとする製造業者

3. 補助対象事業

JISQ9100、Nadcap、IATF16949、VDAの認証取得

4. 補助対象経費・補助率・補助金の額・事業期間

認証制度	JISQ9100	Nadcap	IATF16949	VDA
対象経費	申請料、審査料（書類審査、予備審査、本審査の各費用） 認証料（初回登録料）			
	内部監査員養成費	コンサルティング費、 翻訳料、通訳料	コンサルティング費、内部研修費	
補助率	補助対象経費の 1/3 (千円未満切り捨て)	補助対象経費の 1/2 (千円未満切り捨て)	補助対象経費の 1/3 (千円未満切り捨て)	補助対象経費の 1/3 (千円未満切り捨て)
補助金 限度額	100万円	300万円	200万円	200万円
事業期間	最長2年間			

5. 提出書類

所定様式の事業計画書

6. 募集時期

随時受付します。

7. 手続きの流れ

応募 → 審査 → 事業採択 → 事業着手 → 事業完了（認証取得）
→ 補助金交付申請 → 交付決定 → 実績報告書の提出 → 検査
→ 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課 輸送機産業振興室
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
TEL 018-860-2242 FAX 018-860-3887

1 1 . 海外展開支援事業

－海外展開の拡大に向けた中小企業者等の取組を支援－

1. 事業概要

中小企業者又は事業組合等に対し、海外展開活動の経費の一部を補助することにより、海外展開の拡大を支援します。

2. 補助対象者

次の①～③のいずれかに該当し、県内に事務所又は事業所があり、海外への販路開拓等を目的に海外展開事業を行うものであること。また、国税又は地方税の滞納があるなどの欠格事項に該当していないこと。

- ① 中小企業者（みなし大企業を除く。）
- ② 中小企業者が構成するグループ
- ③ 法律に基づき組織された組合又は組合連合会

※「海外新拠点開設事業」は、秋田県内に本社のある中小企業者のみが対象です。

3. 補助対象事業

- ①見本市等出展事業、②海外現地調査事業、③商品改良事業、
- ④証明書等取得事業、⑤海外向けPR資料作成事業、⑥バイヤー等招へい事業、
- ⑦海外拠点新設事業、⑧海外電子商取引事業

4. 補助対象経費

輸送経費、出展経費、通訳費、外国語版資料等作成・翻訳費、旅費 等
※詳細は、商業貿易課貿易・流通班にお問い合わせください。

5. 補助率・補助金の額

補助率 1 / 2 以内、限度額 80 万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から令和4年3月末日まで

7. 提出書類

事業実施計画書、海外展開実績概要書、収支予算書、誓約書、直近2期分の財務諸表及び履歴事項全部証明書 等

8. 募集時期

令和3年5月6日（木）～6月4日（金）
※予算の範囲内で再募集することがあります。

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
貿易・流通班 TEL 018-860-2218 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

12. かがやく未来型中小企業応援事業（製造業）

－競争力強化を図る企業の新たな取組を支援－

1. 事業の目的

意欲を持って、自社の生産性の向上と競争力の強化を図ろうとする県内中小企業の新規性の高い取組をソフト・ハード両面から支援します。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、製造業を営む中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

県内で製造業を営む中小企業者等が、自社の強みやIoT等先進技術等を活用し、自社の生産性向上や企業競争力強化を図るために行う、次に掲げるいずれかの取組を支援します。

- (1) 新商品の開発・生産、新たな販路の開拓
- (2) 新たな生産方法の導入（付加価値額年率2%向上の事業計画）
- (3) 新分野進出

4. 補助対象経費

商品開発、販路拡大、人材育成、専門家活用、機械器具等の導入、その他取組に必要な経費等、上記補助対象事業の実施に係る経費を補助します。

5. 補助要件

- ・補助率：1/3以内
- ・限度額：500万円
- ・事業期間：補助金交付決定日から12ヶ月

6. 募集時期

- ・第1回募集：5月10日（月）～6月15日（火）予定
- ・第2回募集：第1回の申込状況により別途お知らせします。

7. 提出書類

- ・所定の様式（採択申請書、事業計画書、誓約書、支援機関確認書）
- ・直近3期分の財務諸表、定款、履歴事項全部証明書、会社案内
- ・対象経費の算定根拠となる参考見積書
- ・加点審査に係る確認書類

8. 手続きの流れ

事前相談（書面） → 採択申請 → 審査 → 事業採択 → 補助金の交付申請 → 交付決定 → 事業着手 → 事業終了 → 実績報告書の提出 → 完了検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 補助金の支払

9. その他留意事項

- ・郵送、持参、電子メール、または補助金システム「J」グランツ」のいずれかで応募を受け付けます。
- ・採択に当たっては、事業計画が次のいずれかに該当する場合は、その点も加味した審査を行います。
 - (1) IoT等の新技術を活用するもの
 - (2) 経営力向上計画又は経営革新計画を承認されているもの
 - (3) 国のものづくり補助金に申請した事業内容と同一であるもの
 - (4) 国、県等の助成金を活用した研究開発の成果を展開するもの

10. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

地域産業活性化班 TEL 018-860-2231 FAX 018-860-3887

E-Mail : induprom@pref.akita.lg.jp

13. かがやく未来型中小企業応援事業

(非製造業)

－非製造業分野で行う新たな取組を支援－

1. 事業概要

更なる成長を目指す中小企業が行う自社の強みやI o T等の先進技術を活かした新規性の高い取組を支援します。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、1年以上事業実績がある中小企業者（みなし大企業を除く）

3. 補助対象事業

新たな商品・サービスの創出、I o T等の先進技術を活用した生産性や付加価値の向上、今後成長が見込まれる分野への進出や販路拡大等、次に掲げるいずれかの取組を支援します。

- (1) 新商品・サービスの開発、生産、販売
- (2) サービス提供プロセスの改善等による生産性向上
- (3) 新分野進出

4. 補助対象経費

上記補助対象事業の実施に係る経費（設備導入費、広告宣伝費等）を補助します。
※ 経常的経費や建物の改修費等、補助対象外となる経費もあります。

5. 補助率・補助金の額

- ・補助率 1 / 3 以内（グループの場合 2 / 3 以内）
- ・限度額 500万円

6. 事業期間

補助交付決定から12ヶ月以内

7. 提出書類

- ・所定の様式（事業計画書、支援機関からの確認書を含む）
- ・直近3期分の財務諸表、定款、登記事項証明書、会社案内
- ・経費の算定根拠となる参考見積書

8. 募集時期

- ・令和3年5月10日（月）～6月9日（水）

9. 審査による加点

次の事項に該当する場合は、審査において加点されます。

- ・I o T等の先進技術の活用があると認められる場合
- ・女性の活躍推進に係る認定や表彰を国・県等から受けている場合

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

14. はばたく中小企業投資促進事業

－中小企業が行う雇用創出を伴う設備投資を支援します－

1. 事業概要

成長分野への参入など事業拡大に向けた設備投資と雇用拡大を行う中小企業を「はばたく中小企業」として認定し、当該企業の新たな取り組みを支援することで、新たな雇用機会の創出と地域経済の活性化を図る。

2. 対象業種（企業）

はばたく中小企業の認定を受けた中小企業（製造業（環境・エネルギー型企業、資源素材型企業（注1）を含む）、流通関連業（注2）、情報通信関連業、研究開発型企業）

（注1）環境・エネルギー型企業、資源素材型企業は、あきた企業立地促進助成事業（環境・エネルギー型、資源素材型）の対象業種（企業）と同様です。

（注2）対象となる流通関連業は、県を越えた広域物流ネットワークを構築する事業です。

3. 補助の要件

①設備投資額

工場等の新增設を伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き1億円以上3億円未満であること
・環境・エネルギー型企業（電気業を除く）の場合 3,000万円以上3億円未満

②新規常用雇用者 5人以上

・環境・エネルギー型企業（従業員100人以下）の場合 2人以上
・本社機能等移転とあわせ設備投資を行う場合 2人以上

4. 補助率・補助金の額

①投下固定資産（土地代除く）への補助率・補助金の額

補助率	○製造業で次に該当する場合、補助率を加算します。					
10%	地域未来投資促進法の基本計画に定める業種	資源素材	生産工程において第4次産業革命分野を活用	新規常用雇用者数30名以上	新規常用雇用の50%以上が35歳未満の女性（注3）	国内回帰・内製化のための県内拠点整備（注4）
		・エネルギー 一分野				
		+5%	+5%	+5%	+5%	

（注3）指定業種制限あり。詳しくはお問い合わせください。

（注4）令和4年3月まで申請のあったものに限りです。

②人材育成費（新規立地企業及び新規事業のうち重点分野事業）

人材育成経費1/2（限度額25万円/人）

交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円

③交付限度額：3,000万円

5. 申請時期・提出書類

申請時期は随時ですが、年度認定枠があります。

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班にご相談ください。

<製造業（環境・エネルギー型企業、資源素材型企業）について>

秋田県産業労働部エネルギー・資源振興課にご相談ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

○秋田県産業労働部 エネルギー・資源振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869

15. 情報関連産業立地促進事業

－情報関連産業の新規立地及び事業拡大を支援－

1. 事業概要

成長産業である情報関連産業において、新規立地及び事業拡大を促進し、地元人材活用による情報関連技術者の育成と仕事づくりを図るため、賃借料等や人材育成費の一部を補助します。

2. 補助対象者

県内に新たに本社を設置する又は県内に本社を有し事業拡大する情報関連事業を営む中小企業等

※情報関連事業

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映像情報制作・配給業

3. 補助要件

指定申請日を基準とし、操業開始日以後1年以内に新規常用雇用者のうち情報関連技術者が5名以上に増加し、3年を経過するまで継続してその人数以上であること。

※情報関連技術者

- ・日本標準職業分類の大分類「B専門的・技術的職業従事者」のうち、中分類「10-情報処理・通信技術者」に相当する技術者（システムコンサルタント、システム設計者、情報処理プロジェクトマネージャ、ソフトウェア作成者、システム運用管理者、通信ネットワーク技術者、その他の情報処理・通信技術者）
- ・日本標準職業分類の大分類「H生産工程従事者」の中分類「59-生産関連・生産類似作業従事者」のうち、アニメーター等において、主として情報技術を活用して職務を行う技術者

4. 補助対象経費等

- ・対象経費等：①新規雇用者の人材育成費
新規立地の場合 50万円/人
事業拡大の場合 30万円/人
②建物・機械設備等の賃借料、通信回線使用料の20%
※②は新規立地の場合のみ
- ・限度額：年間3,000万円（②については、①人材育成費を上限とする。）
- ・補助期間：3年間

5. 申請時期

令和4年3月末日まで、随時受け付けます。

6. 提出書類

指定申請書、事業計画書、補助金交付申請書など

7. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課デジタルイノベーション戦略室

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

デジタルイノベーション戦略班 TEL 018-860-2245

E-Mail digital@pref.akita.lg.jp

16. あきた企業立地促進助成事業

(設備投資支援型)

ー 県内への工場立地や施設整備のための設備投資支援ー

1. 事業概要

本県産業の活性化と雇用の拡大を図るため、工場等の新增設のための設備投資及び雇用に係る費用の一部を補助し、県内への立地を促進します。なお、本事業の趣旨に合致するか否かについてか審査を受けた上、「あきた企業立地促進助成事業」として知事の指定を受ける必要があります。

2. 対象業種（企業）

製造業、研究開発型、情報通信関連業

3. 補助の要件

①設備投資額

工場等の新增設を伴う投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること

②新規常用雇用者 10人以上

- ・研究開発型にあつては、専従研究員5人以上
- ・本社機能等移転とあわせ設備投資を行う場合 5人以上

4. 補助率・補助金の額

①投下固定資産（土地代除く）への補助率

a) 投下固定資産額が100億円まで

補助率 10%	○製造業で次に該当する場合、補助率を加算します。				
	地域未来投資促進法の基本計画に定める業種	資源素材・エネルギー分野	新規常用雇用者数50人以上	新規常用雇用者の50%以上が35歳未満の女性 (注1)	国内回帰・内製化のための県内拠点整備 (注2)
	+5%		+5%	+5%	+5%

(注1) 指定業種制限あり。詳しくはお問い合わせください。

(注2) 令和4年3月まで申請のあったものに限りです。

b) 投下固定資産額が100億円を超える部分：10%

②人材育成費（新規立地企業及び新規事業のうち重点分野事業）

人材育成経費1/2（限度額25万円/人）

交付限度額 技術者派遣型 250万円 指導者招へい型 50万円

③交付限度額

総交付 限度額 5億円 (注2)	○製造業で次に該当する場合、交付限度額を加算します。	
	新規常用雇用数	研究・開発施設併設
	50人以上	
	+5億円	+5億円
年間交付限度 5億円(注3)		

(注3) 要件により加算あり。詳しくはお問い合わせください。

5. 提出書類・申請時期

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班に随時ご相談ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課 〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

17. あきた企業立地促進助成事業

(事業集約支援型)

ー県内への事業集約を行う企業を支援しますー

1. 事業概要

秋田県外から県内への事業集約を支援することで、県内経済の活性化を図ります。

2. 対象業種（企業）

製造業及び製造関連サービス業

3. 補助の要件

県内に工場等を有する企業が、県外で実施している事業の全て又は一部を県内の工場等に集約する事業であること

- ①事業集約に伴う経費（補助対象額）：1,000万円以上
- ②新規常用雇用者：2人以上

4. 補助率・補助金の額

- ①補助率：県外からの集約 20%
国外からの集約 30%
(令和4年3月まで申請があったものに限りです)
- ②交付限度額：2,000万円

5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 審査委員会（書類審査・プレゼンテーション審査） → 指定
→ 事業着手 → 操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定
→ 実績報告書の提出 → 事業検査 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなります。それまでの間に要する支払資金の用意が必要ですので、ご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

18. あきた企業立地促進助成事業 (環境・エネルギー型、資源素材型)

—環境・リサイクル事業やエネルギー事業を行う企業の設備投資等を支援—

1. 事業概要

成長が期待される環境・リサイクル産業、省エネルギー・新エネルギー関連産業及び資源素材型産業について、工場を新設または増設する企業に補助することにより、企業立地の促進や新規事業の創出と資源循環型社会の形成を図ります。

2. 対象業種（企業）

(環境・エネルギー型企业)

- ① 廃棄物等を活用して製品を製造する企業
- ② 電気業（複数の企業が共同で行う場合に限り、FIT制度に係るものを除く）、ガス業（ただし、LNGに係るものに限る）、熱供給業等を行う企業
- ③ 新エネルギー関連事業（風力発電、太陽光発電、小水力発電、燃料電池、次世代自動車、蓄電池、スマートグリッド関連機器、パワーエレクトロニクス機器、省エネルギー機器（LED、ヒートポンプ給湯器）等の機器・部品・部材等を製造する事業）を営む企業

(資源素材型企业)

- ① 鉄鋼業、非鉄金属製造業等を行う企業

3. 補助の要件

- ① 操業時までの投下固定資産額が、土地取得費を除き3億円以上であること。
- ② 指定申請日から操業開始後1年以内までに増加した新規常用雇用者が10人以上であること。（研究開発型または本社機能等移転の場合は5人以上）

4. 補助率・補助金の限度額

(1) 設備投資（土地取得費を除く）

- 【補助率】 a) 投下固定資産額100億円まで：15%（女性雇用等により加算あり）
b) 投下固定資産額100億円を超える部分：10%

【限度額】 総額：5億円（研究開発施設併設等により加算あり）／年額：5億円

(2) 人材育成費（新規立地企業及び新規事業のうち重点分野事業）

人材育成経費1／2（限度額25万円／人）

5. 手続きの流れ

指定申請（随時受け付けます） → 審査委員会（書類審査・プレゼンテーション審査）
→ 指定 → 事業着手 → 工場竣工・操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定 →
実績報告書の提出 → 事業検査 → 補助金額の確定 → 補助金の請求 → 支払い

※補助金は事業終了後の精算払いとなります。それまでの間に要する支払資金を用意する必要があることにご留意ください。

6. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 エネルギー・資源振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

TEL 018-860-2283 FAX 018-860-3869（申請は随時受け付けます）

19. 本社機能等移転促進補助金

ー 県内へ本社機能等移転を行う企業を支援しますー

1. 事業概要

企業の本社機能等の移転に伴う経費を助成し、秋田での事業拡大や多様で安定的な雇用の創出を支援します。

2. 対象企業

県内に本社機能等に移転し本店登記する企業
(本店登記を行わない移転は、内容により認められる場合があります。)

3. 補助の要件

県内本社機能等での増加常用雇用者数2名以上(役員含む)
※ 本社機能等・・・全社的な事業活動を統括する管理業務部門、調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門及び研究所、研修所

4. 補助内容

対象経費	移転に要する事務経費、建物及び付属設備、一般設備、生産設備、従業員の転居等に要する費用、新規常用雇用者の初年度人件費
補助率	40%以内
補助上限	4,000万円

5. 提出書類

秋田県産業労働部産業集積課立地支援班にご相談ください。

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

指定申請 → 審査委員会(書類審査・プレゼンテーション審査)
→ 指定 → 事業着手 → 操業開始 → 補助金の交付申請 → 交付決定
→ 実績報告書の提出 → 事業検査 → 補助金の請求 → 支払い
※補助金は事業終了後の精算払いとなります。それまでの間に要する支払資金の用意が必要ですのでご注意ください。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業集積課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
立地支援班 TEL 018-860-2250 FAX 018-860-3869

20. プロフェッショナル人材活用促進事業

－経営基盤強化に向けたプロフェッショナル人材の獲得を支援－

1. 事業概要

県内企業が、新事業への挑戦や積極的な販路開拓など「攻めの経営」に取り組むに当たり、プロフェッショナル人材を新たに雇用する場合、受入企業が負担した経費の一部を助成する。

※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービス開発及びその販路の開拓、生産性の向上など、企業の成長に資する業務経験をおおむね5年以上有し、当該経験を生かして企業の成長戦略を具現化していく人材

2. 補助対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業

3. 補助対象事業

補助対象者が、秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、プロフェッショナル人材を県内への移住が伴う形で新たに正規雇用するもの。

4. 補助対象経費

民間人材紹介事業者に支払う紹介手数料

※民間人材紹介事業者とは

企業から求人の依頼を受け、自社に登録している転職希望者等から適した人材を選定し、求人企業へ紹介を行う事業者（職業安定法第30条第1項の許可を得ている有料職業紹介事業者）

5. 補助率・補助金の額

補助率は補助対象経費の1/2以内、補助金額は50万円を限度として予算の範囲内で決定する。

6. 事業期間

補助金の交付決定日～令和4年3月15日（最長で）

7. 提出書類

補助金交付申請書等

8. 募集時期

随時（予算がなくなり次第、終了します。）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
ものづくり戦略班 TEL 018-860-2241 FAX 018-860-2590
E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

2 1. 大企業人材等活用促進事業

－経営基盤強化に向けた大企業人材等の活用を支援－

1. 事業概要

県内企業が、製品開発や生産性の向上等のため、首都圏の大企業等から副業や兼業の形態で人材を受け入れる場合に、受入企業が負担した経費の一部を助成する。

※副業・兼業とは

本業とは別に、雇用契約や業務委託契約等に基づき、その業務に従事すること。

2. 補助対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業

3. 補助対象事業

補助対象者が、秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、首都圏の大企業等の人材を副業や兼業の形態により受け入れするもの。

4. 補助対象経費

副業・兼業人材が企業の所在場所等を訪れて業務に従事する場合の旅費（交通費、宿泊費）

ただし、1回の往復移動に伴う交通費の実費負担が1万円未満の場合は対象外。

5. 補助率・補助金の額

補助率は補助対象経費の1/2以内、補助金額は50万円を限度として予算の範囲内で決定する。

6. 事業期間

補助金の交付決定日～令和4年3月15日（最長で）

7. 提出書類

補助金交付申請書等

8. 募集時期

随時（予算がなくなり次第、終了します。）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
ものづくり戦略班 TEL 018-860-2241 FAX 018-860-2590
E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

22. 業態転換環境整備支援事業

－新たな生活様式に対応した業態へ転換する取組を支援－

1. 事業概要

非対面型・非接触型など新たな生活様式に対応した業態への転換に取り組み、事業継続や更なる成長を目指す中小企業を支援することにより、県内産業の活性化を図る。

2. 補助対象者

県内に事業拠点を有し、1年以上事業実績がある中小企業者（非製造業）
※みなし大企業は対象外となります。

3. 補助対象事業

新たな生活様式に対応することを目的に販売方法やサービスの提供方法に変更又は追加する取組を支援します。

- （取組例）・店内飲食からテイクアウトや移動販売等への転換
- ・店頭販売からECサイトを活用した非接触・非対面型への転換 など

4. 補助対象経費

上記補助対象事業の実施に係る経費（建物改修費、設備導入費、広告宣伝費等）を補助します。

※人件費など対象外となる経費もあります。

5. 補助率・補助金の額

- ・補助率 1／2以内（グループの場合 2／3以内）
- ・限度額 100万円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から事業完了日又は令和4年2月28日のいずれか早い日まで。（事前着手届の提出があった場合は、交付決定日前から事業に着手することができます。）

7. 提出書類

- ・所定の様式（事業計画書、支援機関からの確認書を含む）
- ・直近3期分の財務諸表、定款、登記事項証明書、会社案内
- ・経費の算定根拠となる参考見積書

8. 募集時期

- ・第1回 令和3年4月1日（木）～5月31日（月）
- ・第2回 令和3年7月中旬～9月中旬

9. 審査による加点

I・T等の技術を活用した取組と認められる場合は、審査において加点します。

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 E-Mail com-tra@pref.akita.lg.jp

23. 飲食店感染予防環境整備支援事業

－感染予防のための環境整備を行う県内の飲食店を支援します－

1. 事業概要

県内の飲食店が、新型コロナウイルス感染症予防のための環境整備を行う際にかかる経費の一部を助成します。

2. 補助対象者

県内で飲食店を営む小規模企業者

※小規模企業者とは、常時使用する従業員数が5人以下のものをいう。

3. 補助対象事業

飛沫感染予防、接触感染予防及び換気による感染予防にかかる設備導入、施設改修、備品購入等を支援します。

4. 補助対象経費

上記補助対象事業に係る経費（設備導入等、施設改修費、備品購入等）を補助します。

※マスク、フェイスシールド、消毒用アルコール等の消耗品は対象外。

ただし、3万円未満の物品（消耗品）であっても、店舗に設置するもので、感染予防に有効であると見込まれるものは限定的に認める。

5. 補助率・補助金の額

・補助率 2/3以内

・限度額 下限100千円～上限300千円

※複数店舗を有する場合は上限600千円

6. 事業期間

補助金の交付決定日から事業完了日又は令和4年2月28日のいずれか早い日まで。

（事前着手届の提出があった場合は、交付決定日前から事業に着手することができます。）

7. 提出書類

- ・所定の様式（事業計画書、誓約書を含む）
- ・直近3期分の財務諸表、登記事項証明書、飲食店営業許可証、会社案内
- ・経費の算定根拠となる参考見積書
- ・事前着手届（交付決定前に事業着手する必要がある場合）

8. 募集時期

令和3年4月1日（木）～4月15日（木）

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 商業貿易課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

商業・創業支援班 TEL 018-860-2244 FAX 018-860-3887

24. 雇用維持支援金給付事業（延長）

－雇用環境の維持に努めている県内事業所のための支援－

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、国の雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下「雇用調整助成金等」という。）を活用し、県内の雇用環境の維持に努めている中小企業事業主を支援します。

2. 対象者（対象分野）

中小企業事業主（厚生労働省の雇用関係助成金支給要領に定める中小企業事業主で、次の「資本金の額又は出資の総額」、「常時雇用する労働者の数」のうち、いずれかを満たす事業主）

主たる事業	資本金の額又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

3. 支援（事業）内容

令和2年4月から令和3年4月（予定）までの対象期間内に、秋田労働局長から雇用調整助成金等の支給決定を受けた判定基礎期間の回数に基づき、1回は10万円、2回は20万円、3回以上は30万円とし、支給を行います。（1事業所あたりの上限額は30万円）

令和3年度の本支援金に係る雇用調整助成金等の支給対象期間は、原則、令和3年1月から4月（予定）までとなります。

なお、令和2年4月から12月までの期間に係る支給申請は、終了していますのでご注意ください。

4. 募集時期（適用期間・受付期間・販売期間）

令和3年4月から令和3年6月頃（予定）まで

※令和2年度（対象期間：令和2年4月～12月）に、本支援金未申請の事業所のほか、支給決定額が上限額（30万円）に達していない事業所に限り、申請が可能。

5. 手続きの流れ

申請書類の提出 → 添付書類、記載内容等の確認 → 振込

6. その他

この支援事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に実施しています。

7. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 雇用労働政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

就業支援班 TEL 018-860-2334 E-Mail koyorodo@pref.akita.lg.jp

25. 人格のない社団等事業継続支援事業

－人格のない社団等（みなし法人）の事業継続を支援－

1. 事業概要

新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業継続に大きな影響を受けている人格のない社団等に対し、事業全般に広く使える支援金を支給します。

2. 対象者

収益事業を行っている人格のない社団等

3. 支給要件

- ・令和元年以前から事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年の事業収入が前年の事業収入と比較して20%以上減少していること。

4. 支給額

令和元年の事業収入から令和2年の事業収入を差し引いた額（上限額50万円）

5. 申請期間

令和3年4月上旬開始予定

6. 申請様式

県HPからダウンロードした様式又は県庁、地域振興局に設置している様式に記入のうえ、郵送又は県庁第二庁舎への持参により申請してください。

7. 問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企画班 TEL 018-860-2214 FAX 018-860-3887

26. 秋田県機械類貸与制度

－長期かつ低利で設備を割賦販売またはリース－

1. 事業の目的

(公財) あきた企業活性化センターが、企業が導入を希望する設備を商社、メーカーから購入し、それを長期かつ低利で貸与(割賦販売またはリース)することで 県内中小企業者の設備投資を支援する制度です。

2. 貸付対象者

次の要件すべてに該当する中小企業者等

- (1) 県内に事業所があり、設備を県内に設置すること
- (2) 払込資本金または出資総額の3分の1以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有するものでないこと
- (3) 事業税を滞納していないこと

3. 対象設備

土地、建物、賃貸用物品等を除く設備

4. 貸付条件

区 分	割 賦 制 度	リ ー ス 制 度
限 度 額	100万円以上1億円以下	
返 済 期 間	6,000万円以下 7年以内 6,000万円超1億円以下 10年以内	3～7年
貸 与 料 率	割賦損料率	
	① 年1.0%～3.0% (一般枠) 年0.9%～2.9% (特別枠)	リース料率(期間7年) 月1.318%～1.415% (一般枠) 月1.315%～1.409% (特別枠)
② 年0.9%～2.9% (一般枠) 年0.8%～2.8% (特別枠)	月1.315%～1.409% (一般枠) 月1.310%～1.406% (特別枠)	
返 済 方 法	元金均等半年賦払い 6,000万円以下 6ヶ月据置 6,000万円超1億円以下 12ヶ月据置	毎月払い
保 証 金	割賦価格の10%等	な し
連 帯 保 証 人	1名以上	

※貸与料率の対象者の区分は次のとおりです。

- ① 中小企業者(小規模企業者を除く)、中小企業団体
- ② 小規模企業者(従業員数20人以下(商業またはサービス業は5人以下))、創業者

※貸与料率は財務内容等に応じて設定します。特別枠の詳細などお気軽にお問い合わせください。

5. 申請時期

随時

6. 手続きの流れ

申請 → 現地調査 → 書類による審査 → 貸付可否決定
→ あきた企業活性化センターが申請者及び納入者とそれぞれ契約締結
→ 設備搬入・検収 → 割賦・リース開始

7. 問い合わせ先

○ (公財) あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
設備・研究推進課 TEL 018-860-5702 FAX 018-860-5612

27. ふるさと融資（地域総合整備資金）

－無利子の長期資金で地域経済の振興を支援－

1. 事業概要

（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携し、県または市町村が民間事業者の設備の取得等にかかる費用に対し、長期の無利子資金を融資します。

2. 貸付対象者

法人格を有する民間事業者

3. 貸付対象事業

地域の振興や活性化につながるもので、次のような分野の事業が対象となります。

①交通・通信基盤整備、②都市基盤施設整備、③地域産業振興、④リゾート観光振興、⑤文化・教育・福祉・医療など

4. 対象事業の要件

県等の地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた事業で、以下の要件すべてに該当する必要があります。

- (1) 新規雇用者数が、県から融資を受ける場合は10人以上（再生可能エネルギー電気事業の場合は1人以上）、市町村から融資を受ける場合は1人以上
- (2) 貸付対象費用の総額（用地取得費は含みません）が1,000万円以上
- (3) 公益性、事業採算性、低収益性の観点から行われるもの

5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額 貸付対象費用の総額から補助金を控除した額の35%以内で、42億円を限度とします。
（過疎地域等の場合は45%以内で54億円、定住自立圏等の場合は45%以内で67.5億円を限度とします。）

貸付対象費用

貸付対象費用から補助金を控除した額			補助金
ふるさと融資	民間金融機関等借入金	自己資金	
	※必須		

35%以内（過疎地域等45%以内）

- (2) 貸付利率 無利子
- (3) 貸付対象期間 連続する4年以内
- (4) 償還期間 15年以内（据置期間5年以内を含む）の元金均等半年賦償還
- (5) 担保・保証人 民間金融機関の連帯保証が必要（別途、保証料が必要）
- (6) その他 ふるさと融資以外の資金調達において民間金融機関等からの借入金が必要になります。

6. 提出書類

借入申込書、事業計画書、事業者概要書、連帯保証予定者の意見書等

7. 申請時期

随時受け付けます（ただし事業完了前であることが必要です）。

※ふるさと融資の借入予定金額が、原則10.5億円超の場合は県、10.5億円以下の場合は市町村への相談・申請となります。

※ふるさと財団審査結果通知予定時期：毎年度7月、10月、2月

8. 手続きの流れ

県等への制度利用の協議（原則事業着手前）→借入申込み→審査（ふるさと財団）→審査結果通知（ふるさと財団から県等へ）→貸付決定→融資実行
※融資実行にあたっては、原則、貸付対象事業費の支払いと民間金融機関等からの借入がともに完了していることが必要になります。このため、融資実行までの間に要する支払資金を用意する必要がありますのでご注意ください。

9. 申込み・問合せ先

○各市町村の担当窓口（多くは企画担当部署）

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

28. 秋田県企業立地促進資金

－工場等の新增設に最大10億円を融資－

1. 事業概要

県内に工場等を新增設または空き工場等を活用して事業を行う企業に、長期・低利の資金を融資します。

2. 貸付対象企業

次のいずれかに該当する企業

- ① 製造業、ソフトウェア業または製造関連サービス業に属する事業(研究開発を含む)、電気業を営む企業(電気業の場合は自家発電設備を除きます)
- ② 県工業団地を取得する(した)企業

3. 貸付対象設備

工場等の用地、建物及び附属施設、機械及び装置等

4. 貸付要件

- (1) 設備投資額
操業時までの投資額が1億円(空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業は1千万円)以上であること。
- (2) 地場企業
雇用者が増加すること。
- (3) 県外企業
2.①の企業：県の誘致企業であり、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設すること。
2.②の企業：操業開始後1年以内に従業員10人以上となること。

5. 貸付条件

- (1) 貸付限度額

	通 常	上乗せ要件該当の場合
一 般 企 業	投資額の50%以内で限度額10億円(空き工場活用は5億円)	投資額の60%以内で限度額10億円(空き工場活用は5億円)
先端技術型企业 輸送機関連投資 アグリ関連投資 再生エネ関連企業	投資額の60%以内で限度額10億円(空き工場活用は5億円)	投資額の70%以内で限度額10億円(空き工場活用は5億円)

※上乗せ要件もあります。詳細についてはお問い合わせください。

- (2) 貸付期間 15年以内(据置期間2年以内を含みます)
- (3) 貸付利率 年1.0%(輸送機・アグリ関連・再生可能エネルギー関連企業の設備投資の場合は0.9%)
- (4) 償還方法 元金均等年賦償還
- (5) 担保・保証人 指定金融機関の定めるところによります。

6. 提出書類

- ・貸付あっせん申請書、事業計画書
- ・添付書類：貸借対照表、損益計算書、営業報告書、定款、登記簿謄本、投資に係る契約書または見積書、建物等の設計図

7. 申請時期

随時受け付けます。

8. 手続きの流れ

事前協議(貸付要件(企業↔県)、貸付条件(企業↔金融機関)) → 貸付あっせん申請(企業→県) → 貸付あっせん決定(県→企業) → 貸付申請(企業→金融機関、金融機関→県) → 貸付決定通知(県→金融機関) → 融資実行(金融機関→企業)

9. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

29. 高度化資金

—中小企業診断士の助言が一体となった長期・低利の直接融資—

1. 事業概要

中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けた上で、長期かつ低利又は無利子で県が直接融資します。

2. 貸付対象者

事業協同組合、商店街振興組合、これらの組合員等

※ 事業の種類により異なります。

3. 対象事業

(1) 集団化事業

市街地に散在する工場や店舗などを集団で移転し、適地に工場団地や卸団地を建設する事業

(2) 集積区域整備事業

商店街、工場団地、卸団地等の既存の企業が集積している地区において、道路の拡幅、アーケードやカラー舗装の設置、店舗や事業所の改造、共同配送センターの設置等の整備を行う事業

(3) 施設集約化事業

中小企業者が共同で組合や会社を設立し、共同工場、共同店舗、共同事業所等を設置する事業

(4) その他

(1)～(3)以外にも様々な事業があります。

4. 貸付条件

(1) 貸付限度額 原則として貸付対象金額の80%以内

(2) 貸付期間 20年以内（据置期間3年以内を含みます）

(3) 貸付利率 0.35%

※市中金利に応じて変動します。また、特定の条件を満たすことで無利子となります。

(4) 担保・保証人 担保は貸付対象施設等、連帯保証人は組合理事、金融機関等

5. 申請時期

随時受け付けます。

6. 手続きの流れ

事前説明 → 事前助言 → 計画書の提出 → 計画診断 → 審査 → 事業認定
→ 着工 → 完了検査 → 融資実行

※融資実行までは各種手続が必要なため、相当の期間を要します。

※構想段階から県に相談していただき、お互いの連携のもと事業を進めます。

7. 事業の特徴

計画の作成段階から、中小企業診断士が助言するなど、事業目的の達成に向けて支援します。

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

団体・金融班 TEL 018-860-2215 FAX 018-860-3887

30. いま若者に伝えたい企業の魅力発信事業

－人材確保のための企業情報発信を支援－

1. 事業概要

自社製品の開発や働き方改革の推進など自社の魅力向上に取り組んでいる企業を取材し、その取組をWEBマガジンやSNSを通じて県内の高校生や県内外の大学生、Aターン希望者等に向けて広く発信します。

2. 対象者

県内中小企業（20社）

3. 対象企業

- ・がんばる中小企業応援事業補助対象事業者、経営革新計画承認企業、優良中小企業者表彰受賞者、ものづくり中核支援対象認定企業などのほか、自社の「魅力」向上への取組を積極的に行っている企業。
- ・若者対象（35歳未満）の正社員の求人を予定している企業。
など

※対象企業の詳細については、募集時期に当課のホームページで掲載します。

4. 選定方法

応募企業から審査のうえ、対象企業を選定します。

5. 支援内容

- ・対象企業を取材し、若者に魅力が伝わる記事に仕上げます。
- ・取材記事は、首都圏の県内出身者で構成する活動団体のSNSなどで、県内出身の若者などに情報発信し、広くアピールします。
- ・取材記事は、対象企業のホームページや秋田県就活情報サイト「こっちゃんけ」などにリンクするなど、広報や採用活動などで活用することができます。

6. 募集時期

2021年5月～2021年6月（予定）

7. 問い合わせ先

○秋田県産業労働部 産業政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
企画班 TEL 018-860-2214 FAX 018-860-3887

31. I o T 等導入実践事業

－ I o T 等のトライアル導入を支援－

1. 事業概要

I o T 等に関心がある県内企業（製造業、物流業、小売業など）に対し、I o T 等を活用し高い効果を上げている企業の I o T システムをトライアル導入するとともに、その企業を指導者として、データの利活用方法及び業務改善手法、システム運用の技術等についてコンサルティングを実施する。また、トライアル事例については、セミナー等により、県内企業向けに情報発信し、更なる県内企業への展開を図る。

2. コンサル企業（指導する企業）

I o T 等を活用して高い成果を上げている企業を公募

3. 受講対象者

県内に事業拠点を有する企業（県内の事業拠点でトライアルを実施）

4. 事業の流れ（予定）

- ① コンサル企業（指導する企業）の公募（4～5月）
↓
- ② 受講企業の募集（6～7月）
↓
- ③ トライアル導入及びコンサルティングの実施（9～11月）
↓
- ④ 成果報告会の開催（12月）

5. 経費負担

事業実施にあたり、一部、費用の負担をお願いします。

（県負担）コンサルティング費用

（企業負担）機器・ソフトウェア等の導入費用

6. 提出書類

所定の様式（申請書、事業計画書）、直近2期分の財務諸表、履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）、会社案内等の会社の概要が分かるもの

7. 募集時期

令和3年6月中旬から7月下旬頃

8. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 デジタルイノベーション戦略室

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

デジタルイノベーション戦略班 TEL 018-860-2245

E-Mail digital@pref.akita.lg.jp

32. 食品製造支援コーディネーターの配置

－食品製造事業の拡大を各種支援施策を活用して伴走支援－

1. 事業概要

食品製造事業を拡大し、中堅・大規模事業者を目指す事業活動等を、食品製造支援コーディネーターが、関係機関等と連携しながら伴走支援します。

2. 対象者

県内の食品製造事業者

3. 支援内容

食品製造や経営等に知見を持つ食品製造支援コーディネーターが、各種支援制度を活用した支援プランを提案します。

また、関係機関等と連携しながら、事業拡大に向けた取組等への支援の取次等により伴走支援します。

【次のご相談に応じます】

① 新たな研究開発・商品開発

公益財団法人あきた企業活性化センターや商工団体等の関係機関と連携してワンストップでの総合相談を行います。各種補助金制度の紹介のほか、秋田県総合食品研究センター等の研究機関への取り次ぎ等を行います。

② 地域資源の活用

県内農林水産物等原材料に関するリサーチ情報や具体的な調達先等を紹介します。

③ 生産設備の新設・増強

各種補助金制度の紹介や支援機関への取り次ぎ等を行います。

④ 人材の確保・育成

マーケティングや製造マネジメントの人材育成等の相談に応じます。

⑤ 販路の開拓・拡大

関係機関と連携して掘り起こしやマッチング等による販路開拓・拡大の支援を行います。

⑥ その他

生産性向上や財務改善等に関する相談を受け、関係各機関等への取り次ぎ等を行います。

4. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

食品工業班 TEL 018-860-2224 FAX 018-860-3878

E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

33. 秋田県よろず支援拠点

－経営上のあらゆるお悩みの解決を支援－

1. 事業概要

中小企業や小規模事業者等の経営者が抱える経営上のあらゆる相談に応じます。

2. 対象者

県内の中小企業・小規模事業者、NPO法人、社会福祉法人、創業予定者等

3. 支援内容

- ・秋田県よろず支援拠点内に配置されたチーフコーディネーター、コーディネーターにより、お悩みが解決するまで継続して対応
- ・遠方の相談者の利便性を高めるため、サテライト支援拠点を設置
- ・売上拡大等をテーマとしたセミナー、相談会を県内各地で随時開催

4. 申し込み・問い合わせ先

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

秋田県よろず支援拠点 TEL 018-860-5605 FAX 018-863-2390

3 4 . 下 請 け こ み 寺 事 業

－取引上の様々なお悩みの解決を支援－

1 . 事 業 概 要

県内企業の取引上の様々な相談に応じ、専門家による迅速なトラブル解決を行います。

2 . 対 象 者

県内在住の中小企業者

3 . 支 援 内 容

取引上の悩みについて、企業間取引などに詳しい相談員が対応。

4 . 申 込 み ・ 問 い 合 わ せ 先

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

取引振興課内 下請かけこみ寺担当 TEL 018-860-5622 FAX 018-860-5612

35. ワンストップ移動相談事業

－県内各地域に移動相談所を開設－

1. 事業概要

県内企業の事業活動をスピーディーに支援するため、県内各地域において移動相談所を開設します。

2. 対象者

県内で事業を行っている個人及び法人、県内での創業を検討している個人

3. 支援内容

- ・センター経営相談専門員等が各地域を訪問し無料相談会を開催
- ・令和3年度の開催場所、会場は下表のとおり
(毎週火曜日開催：祝日に当たった場合は次の平日開催。12月28日～1月4日は開設しません。)、開設時間は午前10時30分～午後3時00分。
- ・5月4日(火)実施分は、5月6日(木)に変更します。
- ・11月23日(火)実施分は、11月24日(水)に変更します。

月 場 所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
鹿角地域振興局	27日		29日			14日	19日	24日			1日	22日
北秋田地域振興局	13日		1日	13日	31日			2日	7日		15日	
山本地域振興局		18日	22日		10日	28日		16日		11日		8日
由利地域振興局		6日	15日	20日	17日		12日			18日		1日
仙北地域振興局	20日		8日		3日	21日		9日	21日		22日	
平鹿地域振興局	6日	25日		6日		7日	26日	30日			8日	
雄勝地域振興局		11日		27日	24日		5日		14日	25日		15日

4. 申し込み・問い合わせ先

- (公財) あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談課 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

36. 専門家派遣事業

－経営課題解決のため民間専門家を派遣－

1. 事業概要

創業や経営の向上を図ろうとする中小企業者等が抱える様々な課題に対し、(公財)あきた企業活性化センター登録の民間専門家を派遣し、課題解決のための診断・助言を実施します。

2. 対象者

県内在住の小規模事業者、中小企業者及び中小企業者が3分の2以上を占める任意団体

3. 派遣対象分野

- | | |
|--------------|---------|
| ① 経営全般 | ⑤ 食品・醸造 |
| ② 販売・マーケティング | ⑥ 法務・労務 |
| ③ IT・情報化 | ⑦ 税務・会計 |
| ④ 技術・生産・ISO | ⑧ その他 |

(注) ISO等公的認証取得や許認可を得ることだけを目的とするものは対象となりません。

この事業は企業の自助努力に対して専門的見地から診断・助言を行うものであり、企業の実務や取引先等のあっせんを行うものではありません。

4. 補助対象経費

派遣日数は最大で延べ2日です。4時間未満の派遣を半日とし、最大4回の派遣が可能です。(専門家の旅費は派遣要請企業の負担となります。)

5. 提出書類

専門家派遣要請書(所定の様式があります)、個人情報に関する同意書
なお、令和3年度の本事業予算が無くなり次第、募集は終了します。

6. 募集時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

申請相談 → 事前調査 → 企業等が派遣要請書を提出 → 審査 → 派遣決定
→ 診断・助言の実施 → 企業等が診断助言受入証明書を提出

8. 申し込み・問い合わせ先

- (公財) あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談課 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

37. 秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点

－企業の成長戦略の取組において中核となる人材の獲得等を支援－

1. 事業概要

今後の事業展開に意欲的な企業の取組において中核となるプロフェッショナル人材の獲得等をサポートします。

※プロフェッショナル人材とは

新たな商品・サービス開発及びその販路の開拓、生産性の向上など、企業の成長に資する業務経験をおおむね5年以上有し、当該経験を生かして企業の成長戦略を具現化していく人材

2. 支援対象

県内の中小企業

3. 支援内容

- ・民間人材紹介事業者等を通じたプロフェッショナル人材の獲得支援
- ・副業や兼業による首都圏人材等の活用支援
- ・企業の成長戦略の実現に必要な人材像の明確化支援
- ・プロフェッショナル人材の活用等に関するセミナーの開催等

※民間人材紹介事業者とは

企業から求人の依頼を受け、自社に登録している転職希望者等から適した人材を選定し、求人企業へ紹介を行う事業者（職業安定法第30条第1項の許可を得ている有料職業紹介事業者）

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県プロフェッショナル人材戦略拠点

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 ((公財)あきた企業活性化センター内)

TEL 018-860-5624 FAX 018-860-5612

38. あきた食品事業マネジメント力講座

－食品製造事業者の事業活動の中核を担う人材の育成を支援－

1. 事業の目的

食品製造事業者を対象として、県外市場への展開を目指すマーケティングノウハウや生産性向上等に資する製造管理手法等に関する講座を実施します。

実績のある講師によるレベルの高い講義や演習により、今後の事業活動に役立つ知識を身につけることができます。

2. 対象者（対象分野）

- ・県内に製造事業所を有する食品製造事業者の従業員・役員
- ・各コースの全日程を受講できる方

3. 支援（事業）内容

下記①②のコース別に受講者を募集し、講座を開催します。

さらに、両コースの第4回と同日に、過年度修了者や支援機関等を含めた③を開催します。

※受講料無料（交通費は各自の負担）

①県外展開マーケティングコース

場 所：秋田市内
期間・回数：令和3年7月～11月の間に4回実施（予定）
定 員：15名程度
内 容：環境分析、商品企画、営業戦略 等
対 象 者：商品の企画・開発や営業を担当している方

②製造マネジメントコース

場 所：秋田市内
期間・回数：令和3年7月～11月の間に4回実施（予定）
定 員：15名程度
内 容：生産性向上、原価管理、品質管理 等
対 象 者：製造現場において生産管理を担当している方

③特別講座・拡大交流会

場 所：秋田市内
時 期：令和3年11月頃（①②の第4回終了後、同日実施予定）
内 容：受講者代表による成果発表、著名な講師による講演 等
対 象 者：①②受講者、過年度修了者、支援機関 等

4. 募集時期（適用期間・受付期間・販売期間）

令和3年5月頃（予定）

5. 手続きの流れ

県ウェブサイト等から申込書をダウンロード（5月頃掲載予定）→ 申込書を提出
→（申込内容の確認）→（受講の可否を通知）→ 受講開始

6. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

食品工業班 TEL 018-860-2224 E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

39. 職業能力開発支援事業

－企業ニーズに対応した人材育成支援－

1. 事業の目的

県内の中小企業の新入社員や中堅社員に対し、県内の技術専門校3校において、企業ニーズに即した人材育成を目標に短期間の講習を実施し、各企業の生産性向上を支援する。

2. 対象者

県内に事務所・事業所を有する中小企業の従業員

3. 講習内容

- ・講習日数：2～3日
- ・講習時間：9：00～16：00
- ・受講料：無料（ただし、テキスト代等は除く）

4. 講習内容（抜粋）

- ・各種技能講習
ガス溶接、木造建築物の組立て等作業主任者、車両系建設機械運転、玉掛け等
- ・各種特別教育
アーク溶接、小型車両系建設機械運転、高所作業車の運転、研削砥石の取替等
- ・職業階層別講習
職長・安全衛生責任者教育、ビジネスマナー
- ・ICTスキル講習
ワード、エクセル、パワーポイント、アクセス、イラストレーター、フォトショップ、JW-CAD、AutoCAD等
- ・技能習得講習
マシニングセンタプログラミング、規矩術、建設機械整備等
- ・資格取得対策
第二種電気工事士、危険物取扱者、建設業経理事務士、日商PC検定等

※この他、オーダーメイド型研修についてのご相談も随時受付

5. 受講申込

- ・各技術専門校へ受講申込書を提出
- ・申込は随時受付中（先着順）

6. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県産業労働部 雇用労働政策課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
産業人材班 TEL 018-860-2301 FAX 018-860-3833
- 秋田県立鷹巣技術専門校（北秋田市綴子字街道下191）
TEL 0186-62-1626 FAX 0186-62-3923
E-Mail ts-takanosu@pref.akita.lg.jp
- 秋田県立秋田技術専門校（秋田市新屋町字砂奴寄4-53）
TEL 018-895-7166 FAX 018-895-7061
E-Mail ts-akita@pref.akita.lg.jp
- 秋田県立大曲技術専門校（大仙市大曲川原町2-30）
TEL 0187-62-2457 FAX 0187-62-3495
E-Mail ts-oomagari@pref.akita.lg.jp

40. 研究開発コーディネーターの配置

－技術シーズの活用から製品開発まで、あらゆる相談に対応－

1. 事業概要

生産現場などでの専門知識を持つ研究開発コーディネーターを、秋田県産業技術センターと（公財）あきた企業活性化センターに配置し、新事業の萌芽から事業化までを支援します。

2. 対象者

県内中小企業者、個人事業者

3. 支援内容

- ・技術等相談対応
- ・研究・製品開発支援
- ・産学官連携・コンソーシアム形成支援
- ・競争的資金の確保支援

4. 申し込み・問い合わせ先

秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

産学官連携班 TEL 018-860-2247

E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

4 1. 総合食品研究センター 技術相談支援

ー研究シーズの活用や新商品開発から課題解決まで、様々な相談に対応しますー

1. 事業概要

県内企業や事業者の方々が食品や飲料の商品開発する場合、原材料から加工製造、製品化まで、必要な技術的相談を随時受け付け支援しています。また、当センターが独自に開発したオリジナル技術の移転・活用を実施しています。

2. 対象者

県内の企業・事業者、農業法人及び関係機関・団体等

3. 支援内容

①技術相談・技術支援

- ・ 県産農産物を原材料とした加工開発を行う場合のアドバイス
- ・ 加工製造上の課題等に関するアドバイス
- ・ 商品開発をするための課題等に関するアドバイス
- ・ 委託製造先の紹介 など

※同一課題について長期間（1か月から3か月程度）の支援が必要な場合には、「技術支援申請」による支援制度も活用いただけます。

②試作品製造のための機械・設備の利用

県内企業等の方々が商品を試作しようとする場合、当センターが保有する機器・設備を利用できます。

《主な機械・設備》

スチームコンベクションオープン 小型蒸練機 急速凍結機

小型高温高圧調理機(レトルト) 粒度分析計 近赤外可視光測定システム 他

《貸出手続や利用料金》

詳細は問い合わせください。

③オリジナル技術の移転

当センターが開発した以下の素材や技術等を商品に活用できます。

- ・ あめこうじ：白くて甘い特徴の麴で甘酒やお菓子、漬物等多様な商品に活用
- ・ 秋田美桜酵母：桜の花由来の酵母でビール、日本酒やパン等に活用
- ・ AKITA雪国酵母：フルーティーな香りが変化しにいい酵母で輸出用吟醸酒等に活用
- ・ 秋田蔵付分離酵母：各酒蔵の特徴を持った日本酒等に活用
- ・ 味噌蔵・醤油蔵住みつき酵母：各蔵の特徴を持った味噌・醤油等に活用
- ・ 蒸留酒製造技術：県産ウイスキーやクラフトジンの開発や商品化等に活用
- ・ ワイン製造技術：県産の果実を活用したワインの開発や商品化等に活用
- ・ 濁酒製造技術：県産の素材活用した濁酒（どぶろく）の開発や商品化等に活用
- ・ スマイルケア食：県産農水産物を活用した高齢者食の開発や商品化等を支援
- ・ 機能性食品：県産農水産物の機能性研究を活用した商品化等を支援
- ・ 特産海藻活用技術：ギバサ等の粘る海藻を用いた商品化等に活用
- ・ しょつつる加工技術：発酵調味料「しょつつる」を活用した商品化等を支援

※その他様々な技術を活用した商品化（詳細はご相談・お問い合わせ下さい）

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県総合食品研究センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26

企画管理室 TEL 018-888-2000 FAX 018-888-2008

E-メール info@arif.pref.akita.jp

4 2 . 総合食品研究センター 受託・共同研究

－企業等の技術開発や新商品開発等を支援します－

1. 事業概要

意欲のある県内企業等の開発力や企画力の向上を図るとともに研究開発型企业等への転換を促すため、受託研究及び共同研究を推進します。企業と県内公設試や大学等と共通の課題について技術情報を交換しながら研究を実施します。お互いの技術と英知を結集して新技術や新製品及び新商品の開発に積極的に取り組みます。

2. 対象者

- ・食品加工、醸造・発酵やバイオ関連事業を行っている県内企業等
- ・大学等の研究機関
- ・センター技術シーズを活用する県外企業等

3. 支援内容

(1) 受託研究

- ①企業等や研究機関からの委託を受けて行う研究で、これに要する費用等を研究を委託する者が負担する。
- ②センターの技術シーズ等を活用した研究や調査等

(2) 共同研究

- ①企業等や研究機関とセンターとが、共通の課題について技術情報を交換することにより共同して行う研究で、双方が研究及び研究に要する費用を分担する。また、必要に応じてセンターが研究に要する費用の一部や研究員を受け入れる。
- ②センターの技術シーズを活用した新技術開発、新製品や新商品開発等
- ③技術シーズの共同開発等

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県総合食品研究センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄 4 - 2 6

企画管理室 TEL 018-888-2000 FAX 018-888-2008

E-メール info@arif.pref.akita.jp

4 3 . 食 品 加 工 機 器 の 相 談 窓 口

－食品加工機器の発注等に関する相談に対応－

1. 事業概要

食品加工機器等の整備や県内受発注の促進に向けて、発注等に関する相談に応じ、関係機関等と連携しながら解決に向けて支援します。

【まずは相談してみませんか】

例えば・・・こんな場合にどうすればいいの？

- 機械化したいが、どんな機器を導入すればいいのかわからない。
- 市販の機器では合わないので、改造してくれるところを探したい。
- 保証・保守期間が切れた機器のメンテナンスを近くに頼みたい。
- 故障した古い機器を修理してくれるところを探したい。 等々…

2. 対象者

県内の食品製造事業者、機器製造・整備事業者等

3. 支援内容

- ・秋田県総合食品研究センターと秋田県中小企業団体中央会に相談窓口を設置
- ・食品加工機器の製造や整備、保守点検等の発注等に関する相談に対応
- ・相談内容に応じて、関係機関等と連携しながら解決に向けた情報提供や取次等により支援

【相談窓口】

- ・秋田県総合食品研究センター
TEL 018-888-2000 E-Mail kiki@arif.pref.akita.jp
- ・秋田県中小企業団体中央会
TEL 018-863-8701 E-Mail kiki@chuokai-akita.jp

4. 問い合わせ先

秋田県総合食品研究センター
〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26
企画管理室 TEL 018-888-2000 FAX 018-888-2008
E-Mail kiki@arif.pref.akita.jp

4 4 . 経営革新計画承認制度

— 中小企業等経営強化法による新事業活動に取り組む中小企業者を承認 —

1. 計画作成主体（申請者）

中小企業者、中小企業者から構成される任意のグループ及び協業組合等

2. 承認の対象となる計画及び計画期間

新たな取組みによって事業活動の向上に貢献し、次に該当するもので3～5年間の計画が必要です。

- ① 新商品の開発または生産
- ② 新役務の開発または提供
- ③ 商品の新たな生産または販売の方式の導入
- ④ 役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤ 技術に関する研究機関及びその成果の利用
- ⑥ その他の新たな事業活動

3. 経営目標の指標

次の(1)と(2)を満たす計画

- (1) 付加価値額の向上
 - ・付加価値額または1人当たり付加価値額が向上すること
 - ・3年計画では9%以上、4年計画では12%以上、5年計画では15%以上の伸び率が設定されること
- (2) 給与支給総額の向上
 - ・計画終了時の経常利益の伸び率が、3年計画では4.5%以上、4年計画では6%以上、5年計画では7.5%以上であること

4. 主な支援メニュー（それぞれ別途関係機関の審査を受けることが必要です）

- ・信用保証の特例 ・日本政策金融公庫の特別利率による融資
- ・販路開拓コーディネート事業 ・特許関係料金減免制度
- ・かがやく未来型中小企業応援事業による加点措置
- ・秋田県機械類貸与制度による特別利率の適用
- ・国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」による加点措置等

5. 提出書類

所定の申請書類

6. 申請時期

随時受け付けます。

7. 手続きの流れ

(※事前相談) → 書類チェック → 申請 → プレゼンテーション審査 → 知事の承認
※(公財)あきた企業活性化センター、商工会議所、商工会等経営革新等支援機関において、経営革新計画支援を行っておりますので、事前に相談してください。

8. 申請・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化班
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
TEL 018-860-2225 FAX 018-860-2590

45. 輸送機産業高度支援人材配置事業

－輸送機関連企業のビジネスマッチングを支援－

1. 事業概要

輸送機関連産業への参入・取引拡大を促進するため、自動車メーカーOB等の専門家が、新製品・新技術の開発や企業間連携、輸送機メーカーや部品メーカーとのマッチング等を支援します。

2. 対象者

県内に事業拠点があり、輸送機産業への参入や取引拡大に取り組む企業

3. 支援内容

プロジェクトマネージャー、パワーアッププロデューサー、中京地区アドバイザーによる次の支援を行います。

- ・川下企業の技術課題の把握と川上（県内）企業のコア技術の発掘によるビジネスマッチング
- ・県内企業の技術開発・製品開発支援
- ・輸送機関連展示商談会の出展企業支援
- ・企業間連携によりアッセンブリー、モジュール部品を納品できる「企業グループ」の形成支援
- ・生産現場を担う人材の育成支援
- ・中京地区輸送機関連メーカーの発注情報収集及び県内企業とのマッチング

4. 問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
取引振興課 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

46. 販路開拓事業/受発注企業支援

－県内ものづくり企業の受発注拡大を支援－

1. 事業概要

首都圏、東北地区等の発注案件の収集を行い、得られた情報を県内企業へ提供するほか、発注案件は県内企業へ個別にあっせんします。

また、首都圏等の発注企業と県内受注企業との商談の場を提供します。

2. 対象者

県内在住の一般機械、電気機器、金属製品、精密機器、輸送用機器製造業等のものづくり企業

3. 支援内容

- ・首都圏、東北地区等の発注案件の収集、県内企業との同行訪問、発注案件のあっせん
- ・収集した発注案件等のFAX、Eメールでの提供、センターウェブサイトからの発信
- ・収集した発注案件等の報告会の開催
- ・青森、秋田、岩手、北海道の4道県合同による「青森・秋田・岩手・北海道 合同商談会」の開催
- ・秋田単独による「あきたモノづくり商談会」の開催
- ・県内受注企業が掲載されているデータベース「あきた企業ガイド」の作成、発信

4. 申し込み・問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
取引振興課 TEL 018-860-5623 FAX 018-860-5612

4 7. 秋田県産品テスト販売制度

－秋田県東京アンテナショップ等における販路開拓等－

1. 事業概要

秋田県アンテナショップ等において、秋田県産品を生産・販売する食品事業者のためのテスト販売枠を設け、もって新販路開拓活動を支援する。

2. 補助対象者

秋田県内に主たる事業所を有する企業、組合、各種団体、グループ及び個人
(暴力団員等に該当しない者)

3. 対象商品

原則、申請事業者が秋田県内で製造した加工食品等で、5日以上の賞味期限が設定されていること。また、食品表示法等に適合し、適正な表示がされていること。

4. 対象店舗

- ・あきた美彩館【運営事業者：(株)秋田ニューバイオフาร์ม】
〒108-0074 東京都港区高輪4丁目10-8 ウィング高輪WEST-Ⅲ1階
(TEL：03-5447-1010)
- ・秋田ふるさと館【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】
〒100-0006 東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館1F
(TEL：03-3214-2670)
- ・あきた県産品プラザ【運営事業者：(株)秋田県物産振興会】
〒010-0001 秋田県秋田市中通2丁目3-8 アトリオン地下1階
(TEL：018-836-7830)
- ・秋田空港おみやげ広場あ・えーる
【運営事業者：秋田空港ターミナルビル(株)】
〒010-1211 秋田県秋田市雄和椿川字山籠49 (TEL：018-886-3367)
- ・みちのく夢プラザ【運営事業者：岩手県産(株)】
〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神2丁目7-148 ※R3.4.1移転オープン
(TEL：092-736-1122)

※連絡先：(株)秋田県物産振興会 (TEL：018-836-7830)

5. テスト販売に係る費用

- ・テスト販売に係る商品の送料等の費用は申請事業者の負担
- ・テスト販売は原則として消化仕入れとし、期間終了後に売れ残った商品は申請事業者あて着払いにより返送
- ・商品の値入率は当該商品に係る希望小売価格の20%

※テスト販売終了後に取引に向けた商談を行う際は、各運営事業者と申請事業者の間で改めて販売条件の交渉を行う。

6. テスト販売期間

- ・2ヶ月以内 (対象店舗の希望があれば延長可)

7. 提出書類

- ・申請書、商品紹介シート、サンプル (1点)

8. 実施時期

- ・通年 (同一年度内に申請できる商品数は1事業者あたり3商品まで)

9. 手続きの流れ

事業者が県に申請 → 県は申請内容を確認し、実施店舗に対して実施依頼 → 実施店舗から県にテスト販売可否回答 → 県は事業者へテスト販売可否回答 → テスト販売実施 → 実施店舗は県に実施状況等を報告 → 県は事業者へ実施結果を通知 → 事業者は県に実施アンケートを提出

10. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

調整・食品振興班 TEL 018-860-2258 FAX 018-860-3878

48. 県産食材マッチング商談会

－秋田市内で開催する商談会への出展による販路開拓等－

1. 事業概要

自社商品の県内外への販路開拓を目指す事業者を公募し、百貨店・スーパーをはじめとする流通業者や外食関係のバイヤーを招聘し、マッチングを図る商談会を開催します。

2. 出展対象者

秋田県内に事業所を有する食品製造事業者等

3. 対象商品

出展者が秋田県内で製造もしくは販売する加工食品・農林畜水産物

4. 展示会開催概要

(下記日程及び会場は予定)

開催日時：令和3年7月15日(木) 9:30～17:00(予約・WEB・展示商談会)

会場：秋田テルサ 体育館・小ホール・エントランス(秋田市御所野)

来場者：県内外の百貨店、スーパー、外食企業のバイヤー、卸売業者など

出展数：120ブース(うち110ブースの出展者を募集します)

形式等：各事業者が会場内にブースを設置し、来場者へのPR等を行うほか、バイヤー等との予約商談を行います。

※新型コロナウイルスの感染状況により内容が変更になる可能性があります。

5. 出展に係る費用

・1ブース 15,000円(出展決定後に納付)

上記出展料に含まれるもの(ブース用テーブル、椅子、カタログ掲載ほか)

6. 提出書類

・所定の出展予約申込書

7. 申込期限(予定)

・令和3年15日から4月30日まで

※申込み数が募集数(110)に達した時点で募集を締め切ります。

8. 手続きの流れ

出展希望者が県に出展申込 → 申込内容を確認し、出展の可否を決定 →
出展決定者に結果を通知 → 出展料の支払い → 出展

9. 申し込み・問い合わせ先

- 秋田県観光文化スポーツ部 秋田うまいもの販売課
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
まると売込み班 TEL 018-860-2259 FAX 018-860-3878

49. 技術イノベーション創出・活用促進事業

－産学連携による研究開発等を支援－

1. 事業の目的

コロナ時代における新たな製品やサービス等の開発・実用化に向け、県内大学等のシーズや知見を活用した、産学官連携による研究開発や実証・社会実装等を支援します。

2. 対象者

県内企業、大学等

3. 委託事業

○産学連携チャレンジ促進事業

県内大学、企業等に対し、新たな製品、社会サービスの事業化に向けた研究開発であって、連携の前段階・初期段階にある研究開発を委託。

委託料50万円×7件

4. 対象経費

新製品やサービスの事業化に向けた調査、研究、開発等に要する費用（調査費、人件費、消耗品費等）

5. 事業期間

委託契約の日より令和4年2月28日まで

6. 募集時期

4～5月頃の募集を予定しています。

7. 手続きの流れ

事業提案書の提出 → 審査 → 委託先の決定 → 委託契約締結 → 委託料の支払（概算払い） → 委託事業の実施 → 研究成果報告書の提出

8. 問い合わせ先

秋田県産業労働部 地域産業振興課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

科学振興・産学官連携班 TEL 018-860-2247

E-Mail induprom@pref.akita.lg.jp

50. 電力供給メニュー「あきたEネ！」

(①割引プラン)

－中小企業等に、割安な料金で電力を供給します！－

1. 事業概要

秋田県が発電した水力発電の電力を活用※して、東北電力㈱が電力供給メニュー『あきたEネ！割引プラン』により、皆様に割安な電力を供給します。

職場環境改善や経営基盤強化などに取り組む、がんばる県内中小企業等を応援することで、元気なあきたの創造を目指します。

※ 本プランの電力は、東北電力㈱の電源全体から供給するものであり、秋田県の水力発電所で発電された電力に限定されるものではありません。

2. 供給対象

次の区分に該当する会社が操業する事業所が対象となります。

区分	供給先箇所	契約電力
新規立地企業等	誘致認定等を受けた秋田県内の事業所のうち、H29.9.29以降、新增設による操業を開始した事業所	50～2,000kW未満 (東北電力㈱との契約)
県内中小企業	中小企業に該当する会社の秋田県内の事業所	50～1,000kW未満 (東北電力㈱との契約)

※ 申請時に、職場環境改善等の取組に関する実施計画書を提出していただきます。

3. 供給可能量

約3.85億キロワットアワー／年（上限）

4. 割引適用期間

適用開始の月から令和5年3月分の電気料金まで。

5. 割引率

約6%（電力量料金単価の割引）

6. 受付期間

令和4年9月29日（木）まで。

※先着順に受け付けますが、供給可能量に達し次第、受付を終了します。

7. 提出書類

申請書類を県公営企業課のホームページからダウンロードし、申請書類一式を県公営企業課まで**郵送**してください。

8. 手続の流れ

申込み → 公営企業課・東北電力㈱による審査 → 供給適否の通知
→ 電力需給契約の変更 → 約6%割引の料金で供給

9. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業労働部 公営企業課 「あきたEネ！」受付係
〒018-8572 秋田市山王三丁目1番1号
企画・経営班 TEL 018-860-5012 FAX 018-860-5824

5 1. 電力供給メニュー「あきたEネ！」

(②オプション水力100%)

－秋田県産100%、水力100%、CO₂フリー100%の電力を供給します！－

1. 事業概要

現在ご利用になっている東北電力㈱の既存の電力供給メニューに『あきたEネ！オプション水力100%』を付加していただくことで、秋田県営発電所で発電した水力100%、CO₂フリー100%の電力（※）をお届けいたします。

温室効果ガスであるCO₂を排出しない電力をお使いになることで、事業活動に伴うCO₂排出量の削減はもとより、地球温暖化や地産地消への取り組みを通じた事業・販売戦略など、創意工夫により様々な場面でお役立てください。

※ 本オプションプランの電力は、秋田県営発電所のうち固定価格買取制度を適用していない県内13の水力発電所から原則として全量供給されます。

2. 供給対象

次の事業所が対象となります。

対 象	供 給 先 箇 所	契 約 電 力
全ての個人・団体	秋田県内の事業所	高圧及び特別高圧 (東北電力㈱との契約)

3. 供給可能量

約3.85億キロワットアワー／年（上限）

4. 供給期間

供給開始の月から令和5年3月分まで。

5. 料金

現在契約中の電気料金に + 2.20円（税込）／キロワットアワー を加算

※前出「あきたEネ！」割引プランとオプション水力100%との併用も可能です。

6. 受付期間

令和4年9月29日（木）まで。

※先着順に受け付けますが、供給可能量に達し次第、受付を終了します。

9. 申し込み・問い合わせ

【申し込み先】

○東北電力株式会社 秋田支店 発電・販売カンパニー 法人営業グループ

9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除く。）

〒010-0951 秋田市山王五丁目15番6号

電 話 : 018-866-9617

F A X : 018-865-1213

【制度に関するお問い合わせ】

○秋田県産業労働部 公営企業課 「あきたEネ！」受付係

〒018-8572 秋田市山王三丁目1番1号

企画・経営班 電 話 018-860-5012

F A X 018-860-5824

5 2 . 産 業 デ ザ イ ン 活 用 促 進 事 業

ーデザイン活用による企業の競争力向上を支援ー

1 . 事 業 概 要

商品・サービスの企画開発やリニューアル、HP開設・パッケージ・リーフレットなどのPRツール、ブランディングなどのデザイン導入・活用を促進し、企業の競争力向上を支援します。

2 . 対 象 者

県内在住の個人事業者、中小企業者及び団体

3 . 支 援 内 容

- ・あきた企業活性化センター配置のデザイン相談員による無料相談（窓口・訪問）
- ・「秋田県よろず支援拠点」や「INPIT秋田県知財総合支援窓口」、支援機関との連携によりデザイン活用の際の事業計画、知財戦略などワンストップでの相談対応
- ・事業内容に応じた最適なデザイナーのマッチング、伴走支援
- ・デザイン活用に関するイベント・セミナーの開催

4 . 申 込 込 み ・ 問 い 合 わ せ 先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
知財・デザイン支援課 TEL 018-860-5614 FAX 018-863-2390

53. 知的財産有効活用事業

－知的財産（※）に関する課題の解決を支援－

※ 知的財産とは、新たに生み出された技術やアイデア、デザイン、蓄積された技術上又は営業上の情報やノウハウなど、それ自体で価値のある情報のことです。ロゴマークや商品の名前なども、長年の使用によって信用やブランドイメージといった価値を生み出します。

1. 事業概要

特許・意匠・商標等の出願やライセンス契約、知財紛争、情報管理など、知的財産に関する悩みや課題の解決を支援します。

2. 対象者

県内在住の個人事業者、中小企業者、個人及び任意団体

3. 支援内容

【知財総合支援窓口】

- ・あきた企業活性化センター内に設置する「INPIT秋田県知財総合支援窓口」において、窓口支援担当者が相談対応を行います。
- ・専門性が高く、窓口支援担当者による解決が困難な課題等に対しては、知財専門家（弁理士、弁護士）による無料相談会や企業訪問を活用して支援します。
弁理士相談…毎週木曜日（原則）
弁護士相談…第3水曜日
- ・県地域振興局や支援機関等において移動窓口、知財活用セミナー等を随時開催します。

【外国出願補助金】

国際的な事業展開や知的財産権の侵害に対応するために、外国への特許・意匠・商標の出願を支援します。

助成対象事業：日本国特許庁に既に特許出願等（PCT出願含む）を行っており、年度内に外国特許庁への出願を行う（マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願については、既に日本国特許庁に対し商標出願を終えており、年度内に日本国特許庁に対し国際登録出願を行う）際に係る経費を助成します。

助成対象経費：外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用

助 成 率：助成対象経費の2分の1以内

上 限 額：1企業1案件あたり、
特許／上限150万円
意匠／上限60万円
商標／上限60万円

ただし、1企業あたりの助成上限額は300万円

募 集 時 期：第1回 5月予定

第2回 第1回募集分の採択決定後、予算残がある場合のみ
実施（9月～10月予定）

4. 申し込み・問い合わせ先

○（公財）あきた企業活性化センター

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1

知財・デザイン支援課 TEL 018-860-5614 FAX 018-863-2390

5 4 . 創業支援室（貸し事務室）

－創業する方に低料金で事務室を提供－

1. 事業概要

創業・起業家や新たな事業分野への進出等をめざす企業が利用できる貸し事務室を県庁第二庁舎内に開設しています。

2. 創業支援室の概要

- (1) 所在地 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎 3階
(2) 室数・面積・使用料等

室名	室数	面積	月額使用料（円）
創業支援室 A	8	25㎡程度	22,000
〃 B	3	48㎡程度	52,380

- ・保証料・敷金等は不要ですが使用料の他に電気料等を負担していただきます。
 - ・電話は自己設置となります。
- (3) その他の機能
- ・24時間の業務利用が可能です。
 - ・OAフロア
 - ・入居者専用の駐車場はありません。
 - ・各室専用セキュリティカードにより管理していただきます。

3. 入居対象事業者

- (1) 新規創業者
- ① 県内で新たに事業を開始しようとする個人または会社
 - ② 県内で新たに事業を開始した日以後5年を経過していない個人または会社
- (2) 組織化、共同化及び組織変更を行おうとする方
- ※ 店舗としての使用、あるいは本社機能が他の場所にある場合の営業拠点や支社等としての使用はできません。

4. 入居期間

1年間。ただし、審査の上、最初の入居から3年間まで更新可能です。

5. 募集時期

随時受け付けます。

ただし、空室がない場合は、空室が出るまで入居審査及び入居をお待ち頂くこととなります。

6. 申し込み先・問い合わせ先

- （公財）あきた企業活性化センター
〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1
総合相談課 TEL 018-860-5610 FAX 018-863-2390

55. 産業技術センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

1. 事業概要

産業技術センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催、技術情報の提供などを行っているほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

2. 施設・設備の概要

(1) 開放研究室

区分	面積(m ²)	室数	1室使用料(月額)
高機能開放研究室	61.44	5室	99,630円
開放研究室A	59	1室	71,130円
開放研究室B	46	6室	67,890円
開放研究室C	40	2室	45,260円
計		14室	

※高機能開放研究室は、高度技術研究館の開放研究室で、特殊ガス（アルゴンガス、窒素ガス）、圧縮空気等を使用できます。

(2) 研修室等

区分		使用料			収容人数
		午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
高度技術研究館	視聴覚研修室	9,900円	13,200円	23,100円	100人
	研修室A	3,600円	4,800円	8,400円	24人
本館	研修室B	1,110円	1,480円	2,590円	20人
	講堂	3,600円	4,800円	8,400円	100人
	展示室	(1日) 1,360円			

次の付属備品を無料で使用できますので、申込の際にお申し出ください。

液晶プロジェクター、スクリーン、ホワイトボード

(3) 県内企業等が品質管理、分析評価、加工等に使用できる設備を開放しております。当センターで保有している設備については、秋田県産業技術センターホームページ (<https://www.aitec.pref.akita.jp/>) をご覧ください。

また、企業等が抱える課題等について、企業等に代わって測定・分析解析等を行う簡易受託研究制度もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

3. 留意事項

- (1) 利用者
特に制限はありません。
- (2) 利用日時
原則として、産業技術センターの休業日を除く午前9時から午後5時までです。
- (3) 利用・申し込み方法
あらかじめ電話等により、対象設備、利用日時等を連絡のうえ、当日までに「使用許可申請書」による手続きが必要です。
使用が可能な場合は、「使用許可書」をお渡しします。
- (4) 使用方法の指導
設備機器の使用方法については、必要に応じて産業技術センター職員が指導します。
- (5) 支払方法
産業技術センターで発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県産業技術センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-11

総務管理部（講堂、研修室等の施設）

企画事業部（開放研究室）

共同研究推進部（機械設備）

TEL 018-862-3414（代表） 018-866-5800（共同研究推進部直通）

FAX 018-865-3949

56. 総合食品研究センター 施設・設備

－研究室、設備機器等を開放－

1. 事業概要

総合食品研究センターでは、試験研究、技術支援・相談、技術者養成、研究会活動、研修会・講習会の開催、技術情報の提供などを行っているほか、県内企業等に施設や設備機器を開放しています。

2. 施設・設備の概要

(1) 開放研究室 室タイプと使用料（月額）

開放研究室A (38m ²)	開放研究室B (36m ²)	開放研究室C (26m ²)
41,560 円	39,420 円	28,420 円

備え付けの備品：実験台、器具戸棚、ガスコンロ、乾燥棚、ロッカー、机、椅子
(光熱水費は別途納入になります)

(2) 研修室

区 分	使 用 料			収容人数
	午前9時～12時	午後1時～5時	午前9時～午後5時	
研修室 A	5,970円	7,960円	13,930円	100人
研修室 B	1,380円	1,840円	3,220円	40人
技術研修室	2,190円	2,920円	5,110円	24人

次の付属設備を無料で使用できますので、申込の際にお申し出ください。

液晶プロジェクタ、スクリーン、ホワイトボード、音響設備

(3) 品質管理、分析評価、加工等に使用する機器を貸し出しています。使用できる機器リストについてはセンターホームページ中の「秋田県総合食品研究センター施設・設備利用のご案内」http://www.arif.pref.akita.jp/01_kikiriyou.html にある設備機器一覧をご覧ください。

3. 留意事項

(1) 利用者

開放研究室：食品・醸造・バイオ関連事業を行っている県内企業等で、県内で新たに事業を開始しようとする個人を含む者
本県の食品・醸造・バイオ関連産業発展に寄与する県外企業等で、秋田県内で事業を行う者。ただし、入居後に事業を行う予定の者も含む
毎年、利用者を募集します。

研修室・機器：特に制限なし

(2) 利用日時

開放研究室：原則、総合食品研究センターの休業日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

研修室・機器：原則、総合食品研究センターの休業日を除く午前9時から午後5時までです。

(3) 使用方法の指導

設備機器の使用方法など、総合食品研究センターの職員が指導します。

(4) 申し込みや支払の方法

利用申し込みやお支払いの方法など、詳細は電話やメールでご相談ください。

4. 申し込み・問い合わせ先

○秋田県総合食品研究センター

〒010-1623 秋田市新屋町字砂奴寄4-26

企画管理室 TEL 018-888-2000 FAX 018-888-2008

E-メール info@arif.pref.akita.jp

秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」



がんばれ中小企業！

《秋田県中小企業応援キャラクター がんばっけさん》
秋田県中小企業振興委員会の意見を元に、平成27年、秋田公立美術大学の学生を対象に公募を実施。同大学生 荻谷有花さんのデザインを採用しました。
モチーフは秋田県の県花である「ふきのとう（ばっけ）」。厳しい冬を越え、春一番に咲くふきのとうの力強さで、県内中小企業の力強さを表しています。

「2021年度版 創業・中小企業のための補助金制度等の手引き」

初 版 令和3年3月

編 集 秋田県産業労働部地域産業振興課

発 行 〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号
TEL 018-860-2225
FAX 018-860-2590